

災害廃棄物処理支援員マニュアル



令和4年3月

環境省 災害廃棄物対策室

目次

1	災害廃棄物処理支援員への期待	1
1)	災害廃棄物処理支援員の位置づけ	1
2)	災害廃棄物処理支援員による支援の効果	2
2	災害廃棄物処理支援員の業務遂行に向けた準備と心構え	3
1)	災害廃棄物処理支援員の役割	3
2)	派遣の手続き	4
3)	安全・健康管理	4
4)	派遣前の情報収集	4
5)	情報・データの準備	4
6)	現地携帯品の例	5
7)	作業拠点の確認	5
8)	作業環境・通信環境の構築	5
9)	現地支援活動の記録と引継ぎ	6
10)	宿泊及び移動手段の確保	6
3	フェーズに応じた支援活動	7
	フェーズ1：先発隊としての支援	9
	フェーズ1-1 被災状況の把握と分析	10
	フェーズ1-2 被災市町村の体制構築	12
	フェーズ1-3 協力・支援体制の構築	13
	フェーズ1-4 住民・ボランティアへの広報の支援	13
	フェーズ1-5 処理施設の稼働状況に応じた支援	14
	フェーズ1-6 収集運搬の状況確認と支援	16
	フェーズ1-7 一次仮置場の状況確認と体制整備	18
	フェーズ1-8 補助金に関する助言	19
	フェーズ2：災害廃棄物への対処支援	20
	フェーズ2-1 公衆衛生の確保	21
	フェーズ2-2 災害廃棄物発生量推計	21
	フェーズ2-3 予算の確保に関する助言（予算、補助金）	22
	フェーズ2-4 住民・ボランティアへの周知状況の確認・支援	22
	フェーズ2-5 収集運搬のマネジメント支援	23
	フェーズ2-6 一次仮置場の運用のマネジメント支援	24

フェーズ2-7 搬出先の確保に係るマネジメント支援.....	25
フェーズ3：処理体制確立に向けた支援.....	26
フェーズ3-1 災害廃棄物処理フローの構築.....	27
フェーズ3-2 災害廃棄物処理実行計画の支援.....	27
フェーズ3-3 災害報告書の作成支援.....	27
フェーズ3-4 損壊家屋（解体）撤去等の仕組みづくり.....	28
フェーズ4：補助金事務等の継続支援.....	29
フェーズ4-1 補助金制度の活用支援（予算の執行と繰越し）.....	29
フェーズ4-2 損壊家屋（解体）撤去等の継続支援.....	29
別添.....	31
資料1 派遣時のチェックリスト.....	32
資料2 現地支援活動参考資料.....	33
資料3 特別交付税に関する省令第3条第1項第一号.....	35
資料4 災害廃棄物対策として重要な資料.....	36
資料5 災害廃棄物処理の基本原則・特例.....	37
資料6 災害廃棄物処理に関する補助金について（資料抜粋）.....	40
資料7 災害廃棄物処理に関する過去の対応事例.....	46
資料8 災害廃棄物処理支援者の実績から学ぶ支援のポイント.....	53
資料9 災害廃棄物処理支援ネットワーク（D. Waste-Net）について.....	55
様式1 環境省現地支援チーム 日報.....	57
様式2 環境省現地支援チーム情報共有シート.....	59

このマニュアルは、災害廃棄物処理支援員の支援活動の参考となる事項をとりまとめています。「災害廃棄物処理支援員要綱」及び「災害廃棄物処理支援員要綱解説」とともに、各自の役割に応じて必要な項目について活用してください。

○災害廃棄物処理支援員制度（人材バンク）に関する資料

http://kouikishori.env.go.jp/action/jinzai_bank/

1 災害廃棄物処理支援員への期待

1) 災害廃棄物処理支援員の位置づけ

近年、大規模な風水害の発生頻度が増大しており、また首都直下地震や南海トラフ地震等大規模災害の発生も懸念されていることから、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理に向けて様々な課題への対応が求められています。

災害廃棄物処理支援員は、地方公共団体の職員として災害廃棄物処理を行った経験や支援の経験から会得した専門性のある知識・ノウハウを生かし、被災地のニーズを踏まえた現場の目線で、被災地方公共団体が災害廃棄物処理を適切かつ円滑に行えるように支援を行い、環境省、D.Waste-Net（災害廃棄物処理支援ネットワーク）と連携・調整を図りながら、被災地の復旧・復興につなげていく人材として期待されています。

災害廃棄物処理支援員は、日々の支援活動でOODAループ^(※)を回すことを念頭に、被災状況や地方公共団体の対応状況などを踏まえ、何の支援が必要なのかを現場が判断するために、災害廃棄物対策の基軸となるものを共通認識としておくことが必要です。

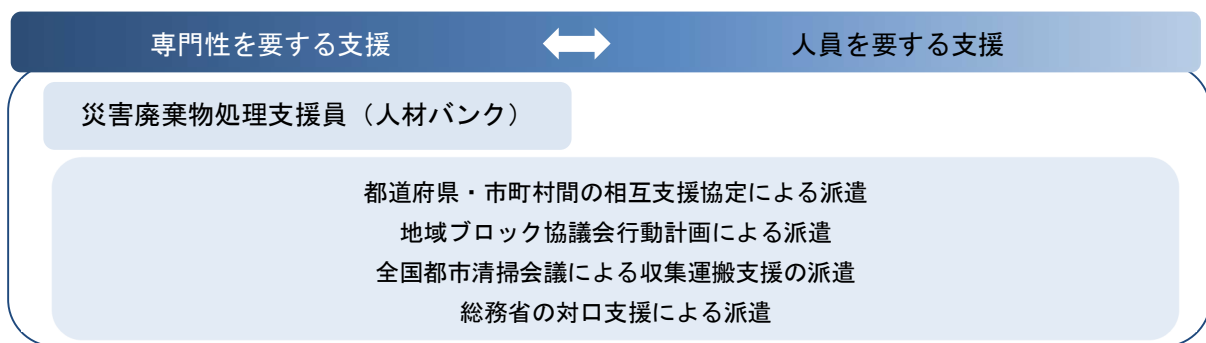


図1 自治体職員の様々な災害支援スキームのイメージ

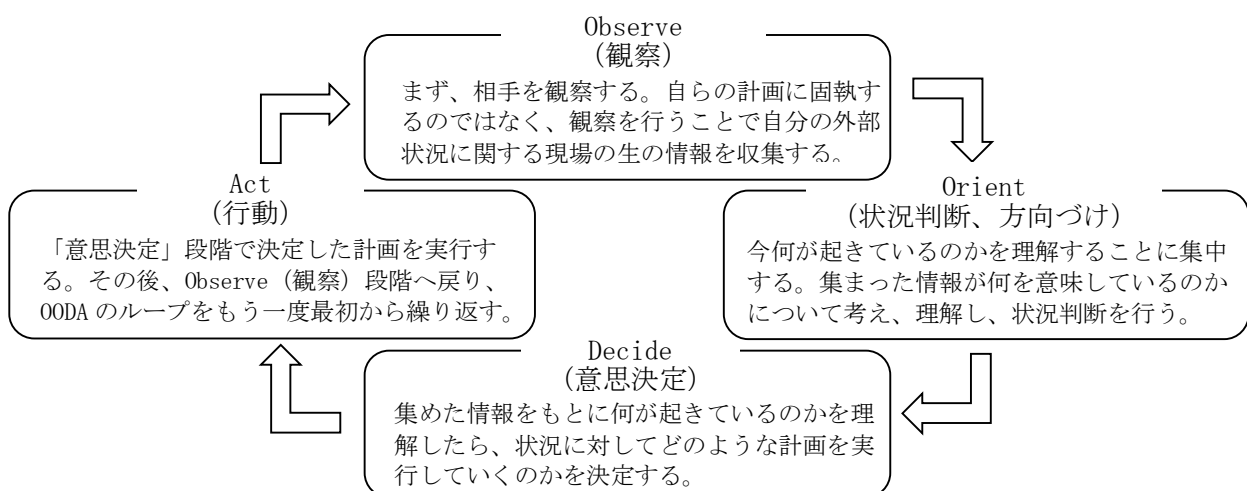


図2 OODAループ

(※) OODA (ウーダ) ループとは、下図の通り、Observe (観察)、Orient (状況判断、方向づけ)、Decide (意思決定)、Act (行動) の頭文字をとったものです。

2) 災害廃棄物処理支援員による支援の効果

被災市町村が支援を受けた後の成果として、必要となる様式等を入手して効率的に取り組め、災害報告書の精度をあげられたことなどが挙げられています。

また、災害廃棄物処理支援員が支援の経験を積むことで、自身の地方公共団体における災害対応力の向上を図ることができたことが成果として挙げられています。

2 災害廃棄物処理支援員の業務遂行に向けた準備と心構え

1) 災害廃棄物処理支援員の役割

災害廃棄物処理支援員は、「環境省現地支援チーム」や都道府県と協力しながら、被災市町村が災害廃棄物処理に関わる意思決定を自ら行い、自立して進められるよう支援活動を実施します。被災市町村担当者は何をしたらよいかわからないことがあるため、どうすべきかを助言し、また、疲弊している職員へ『必ず処理できる。必ず処理は終了する。力を合わせて一緒にやろう。』と心の支えとなるよう努めることが大切です。

環境省現地支援チームとは、環境省及びD.Waste-Netのメンバーで構成され、それぞれの立場で現地支援業務を遂行しています。

表1 災害廃棄物処理支援員の役割と環境省現地支援チームの役割

災害廃棄物処理支援員 派遣体制		活動例
災害廃棄物処理支援員 (1名程度、職場から随行者の参加も可能) (他地方公共団体の災害廃棄物処理支援員と共に派遣されることもある)		① 災害廃棄物処理の方針に係る助言・調整 災害廃棄物処理に係る業務内容や業務量、費用等に関する助言、体制の整備に向けた情報提供、処理先の情報や調整に必要な手続きに関する情報提供、進捗状況に応じた課題に対する助言等 ② 個別課題の対応に係る助言・調整 災害廃棄物発生状況の把握や仮置場管理、災害廃棄物等の分別の区分、住民やボランティアの広報、収集支援団体への業務指示やスケジュール管理、損壊家屋の解体撤去等に係る助言、説明会等での協力、必要な文書の書式や関係資料の提供
環境省現地支援チーム 構成メンバーの例		業務分担例
環境省	統括 (1～2名)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 現地支援チーム全体の統括 ➤ 支援業務の方向性の決定 ➤ 災害対策本部・本省・他省庁との現地調整
	統括補佐 (1～2名)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 現場支援の統括(災害廃棄物の収集運搬、仮置場運営等) ➤ 地方公共団体(都道府県・市町村)への指導・支援ニーズの把握 ➤ 補助金事務に関する地方公共団体への助言
	担当 (1～2名)	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 地方公共団体(都道府県・市町村)との連絡窓口 ➤ 現地支援チームの庶務調整(車両手配・備品管理等) ➤ D.Waste-Netとの連絡・調整、現地報告書作成
D.Waste-Net (2～4名) 資料9参照		<ul style="list-style-type: none"> ➤ 専門的知見からの技術的サポート(仮置場管理等) ➤ 災害廃棄物処理実行計画の策定支援 ➤ 仮置場位置図等現地の状況の整理や報告書作成

※環境省現地支援チームのメンバー構成は、災害規模等によって臨機応変に対応するものとする。
 ※()内は、現地支援チームの1班あたりに配置する人数の目安を示す。

表2 災害廃棄物処理に関わる国・都道府県・市町村の役割

国	都道府県	市町村等
技術的な助言 関係団体への支援要請・調整 国庫補助関連	技術的な助言 関係団体への支援要請・調整	災害廃棄物処理の主体

2) 派遣の手続き

災害廃棄物処理支援員の派遣要請から派遣の手続きについては、「災害廃棄物処理支援員要綱解説」を参照してください。庁内における派遣の決定や旅費等現金の受領等の事務について、関係部署と平時から調整し、災害時に速やかに派遣できるよう備えてください。

3) 安全・健康管理

現地支援活動は、猛暑や極寒の中など厳しい気象条件下で行われることがあります。自身の安全と健康管理に十分注意し、感染症対策、水分・塩分の補給、休憩をとる、常備薬を持参する等を行ってください。また、派遣時及び帰任後の心身の自己管理に努めてください。

4) 派遣前の情報収集

派遣の調整によって、自身に期待されている役割を把握し、下記の情報収集を行います。報道及びインターネットを活用し、また、派遣の調整にあたった地方環境事務所等から情報収集します。

例えば、

- ・被災市町村の人口、面積、地理、産業構造、財政状況・財政調整基金保有状況
- ・被災地方公共団体の一般廃棄物所管課の体制はどうか
- ・一般廃棄物処理施設の位置、直営か、一部事務組合・構成市町村はどこか
- ・一般廃棄物の収集運搬体制はどうか
- ・災害廃棄物処理計画はあるか、災害時の協定はあるか、既に発動しているか
- ・廃棄物関連施設や資機材の被災状況は把握しているか
- ・仮置場の開設状況や管理体制
- ・住民の避難状況、街中の状況はどうか

【災害情報・地域情報の収集】

支援は時間との勝負であり、以下の情報は現地に入った時に当然の情報として理解しておくことで戦略的に対応でき、被災市町村職員とスムーズに話し合うことができます。

- ①報道の内容、映像を多数見ておく。
- ②都道府県及び市町村災害対策本部会議資料の災害廃棄物関連情報を確認。
- ③死者、行方不明者の情報とその位置を確認。
- ④地名、幹線道路及び鉄道などの位置を把握。
- ⑤気象庁 HP で過去、現在、この先の気象状況、発生原因を確認する。
- ⑥防災科学技術研究所、国土地理院の HP など災害の様相を確認する。

5) 情報・データの準備

自身に期待されている役割によって、被災市町村へ提供する情報を整理・作成して持参、あるいは事前にメール送信等により準備をします。

6) 現地携帯品の例

現地支援業務を進めるうえで必要なものは自身で持参することが基本としています。現地携行品の例を表2にまとめました。派遣時に持参できるように平時から準備、確認をしておいてください。

表2 現地携帯品リスト

	品目		備考
安全等	作業着（長袖長ズボン）、ヘルメット、安全手袋・防塵マスク・ゴーグル・カッパ	◎	現地確認の際に必要となります。防塵マスクは毎日交換します。
	安全靴	◎	水害時は長靴のほうが望ましい。現地確認の際に必要となります。踏み抜き防止用インソールがあるとより安全
連絡・記録	携帯電話（スマートフォン）	◎	業務用携帯が望ましい。（SNSにより情報共有する場合に備え業務用携帯で使用できるか確認）
	作業用パソコン	○	業務用パソコンが望ましい。（被災地で準備している場合もあるため、事前に確認出来ると良い）
	ポータブルWi-Fi	○	現地支援チームが用意している場合もある。
	デジタルカメラ	○	スマートフォンのカメラ機能でも構いません。現場での写真撮影は、災害補助金などの根拠として重要となります。
	筆記具・手帳	○	
	名刺、名札	◎	
	被災地の地図	○	町名やあざ（字）がわかるようなもの
資料	様式・データ	○	提供できるデータ等は、メール送信またはCD等で準備
感染症対策	マスク、体温計・赤外線体温計、アルコール除菌スプレー	◎	出勤前に検温します。
他	現金、有料道路料金減免の書類、メジャー(5m)等	—	公用車で移動する場合「災害支援車両」のマグネットステッカーが有効。仮置場におけるごみの高さや、家屋の浸水高さなどを測量する場合がある。

※ ◎：必須、○：持参することが望ましい。

7) 作業拠点の確認

現地支援チーム等の連絡先、現地集合場所、作業拠点を確認します。作業拠点は、被災市町村の会議室や都道府県庁の会議室等を使用する場合があります。

8) 作業環境・通信環境の構築

現地での作業を開始する前に作業環境の確認・構築を行います。被災自治体の負担にならないよう災害廃棄物処理支援員が整える必要があります。

(ア) パソコン及びネットワーク環境

現地支援活動において、資料の作成、活動報告や写真等の共有のため、各自のPCを使用する場合があります。

また、環境省現地支援チームがポータブルWi-Fiを配備している場合は、接続して構築します。

プリントアウトが必要な場合は、環境省現地支援チームに確認してください。

(イ) メールアドレスの共有について

現地支援チームとの効率的な情報共有のため、メールアドレスを関係者で共有します。ただし、メーリングリストに掲載するかどうかは、適宜判断してください。多量のメールがやり取りされる場合があり、また、メール内容の拡散防止のため、災害廃棄物処理支援員個人のメールアドレスを使用する場合があります。

(ウ) 携帯電話等による連絡

現地では、携帯電話により頻繁に連絡するため、電話番号を関係者で共有します。

(エ) その他ツールによる情報共有と情報セキュリティ

環境省現地支援チームがビジネスチャット等による情報共有を行う場合があるため、適宜スマートフォン等を使用して参加してください。支援活動を通じて知り得た情報の取り扱いには注意してください。

9) 現地支援活動の記録と引継ぎ

災害廃棄物処理支援員としての現地支援の活動内容は、環境省現地支援チーム等と共有してください。(資料2)

- ・活動日時と活動内容（いつ誰と何を話し合ったか等）
- ・課題、写真 等

災害廃棄物処理支援員の引継ぎにも使用します。引継ぎは、派遣された当日及び帰任日のそれぞれ半日以上をあてて、現地の確認及び支援の要点や申し送り事項を確実に引き継ぎ出来るように準備します。

10) 宿泊及び移動手段の確保

被災地のライフラインの被害状況を把握し、災害廃棄物処理支援員の宿泊場所、現地までの移動及び現地における移動手段は各自で確保してください。被災地における宿泊場所の確保が難しい場合には、環境省災害廃棄物対策室までご相談下さい。

派遣側の地方公共団体等が応援等に要した経費は、特別交付税による財政措置が講じられています（特別交付税に関する省令第3条第1項第一号）。派遣前に支援員側の財政担当課へ支援に要する経費清算の手続きを確認するようにお願いします。(資料3)

派遣に係る費用は派遣側の地方公共団体で負担することが原則ですが、必要に応じて支援員を派遣した地方公共団体と被災地方公共団体とが協議して決めます。

3 フェーズに応じた支援活動

災害廃棄物処理支援員は、被災地方公共団体のフェーズに合った支援を行います。図2に地方公共団体の発災後の行動とそのフェーズに応じた支援活動の関係図を示しています。なお、図2は災害廃棄物対応業務の進捗状況を「見える化」するツールとしても活用が可能です。

表3では、各フェーズにおいて現地支援メンバー全員が共有するミッションをまとめました。

表4では、各分野における活動概要をまとめました。

いずれのフェーズにおいても災害廃棄物処理支援員は、自身の役割を被災地方公共団体に理解していただき、助言・調整等の支援活動を通じて被災地方公共団体との信頼関係を構築することが極めて重要です。また、被災地方公共団体と同じ目線で、日々の挨拶を含めてコミュニケーションを大切にすることが信頼構築のための第一歩です。

表3 各フェーズの現地支援チームに与えられたミッション

段階	環境省現地支援チームのミッション
フェーズ1 (発災～1週間)	先発隊としての支援 <ul style="list-style-type: none"> ・発災後の状況を観察し、被災地方公共団体の目線で必要な支援を判断すること。 ・被災地方公共団体との信頼関係を構築するとともに、都道府県と市町村の間の風通しを良くすること。
フェーズ2 (1週間～4週間)	災害廃棄物への対処支援 <ul style="list-style-type: none"> ・先発隊の成果を引き継ぎ、発生した災害廃棄物に対処するための支援を着実に実行すること。 ・被災地方公共団体の支援に入る地方公共団体との連携を確立すること。
フェーズ3 (4週間～)	処理体制確立に向けた支援 <ul style="list-style-type: none"> ・災害廃棄物処理体制を確立するための専門的知見・経験を被災地方公共団体にインプットすること。
フェーズ4 (4週間～)	補助金事務等の継続支援 <ul style="list-style-type: none"> ・被災地方公共団体の不安を理解し、都道府県や地方環境事務所との連携による継続的な支援につなげること。

表4 分野ごとの活動概要

段階	主な活動
全般的事項	被災地の状況把握・分析 体制の構築、課題の整理・解決に係る助言・情報提供、事務委託支援 市民等への広報、マスコミ対応支援、ボランティア関係調整
実行計画・災害報告書	災害廃棄物発生量推計、災害廃棄物処理実行計画策定支援 災害報告書作成支援、災害査定対応助言 災害等廃棄物処理事業費補助金事務：予算確保に係る手順、関係者への説明要領、現地調査、設計・積算、仕様書作成、業者選定、見積徴収、契約事務ノウハウ提供
収集運搬	廃棄物・し尿収集運搬の対応状況の把握・分析 支援要請に関する必要車種・台数・期間の把握、支援要請 収集運搬支援団体との調整、進捗管理支援
仮置場	仮置場適地の確保支援、仮置場開設支援、仮置場のひっ迫予測 仮置場の運営助言、業務委託支援
処理関連	他地方公共団体等との処理に関する調整 民間処理委託契約支援
損壊家屋	損壊家屋(解体)撤去業務の手順、必要な事務に関する助言 体制整備に係る助言 参考資料・関係書類の提供

【発災後の地方公共団体の行動】

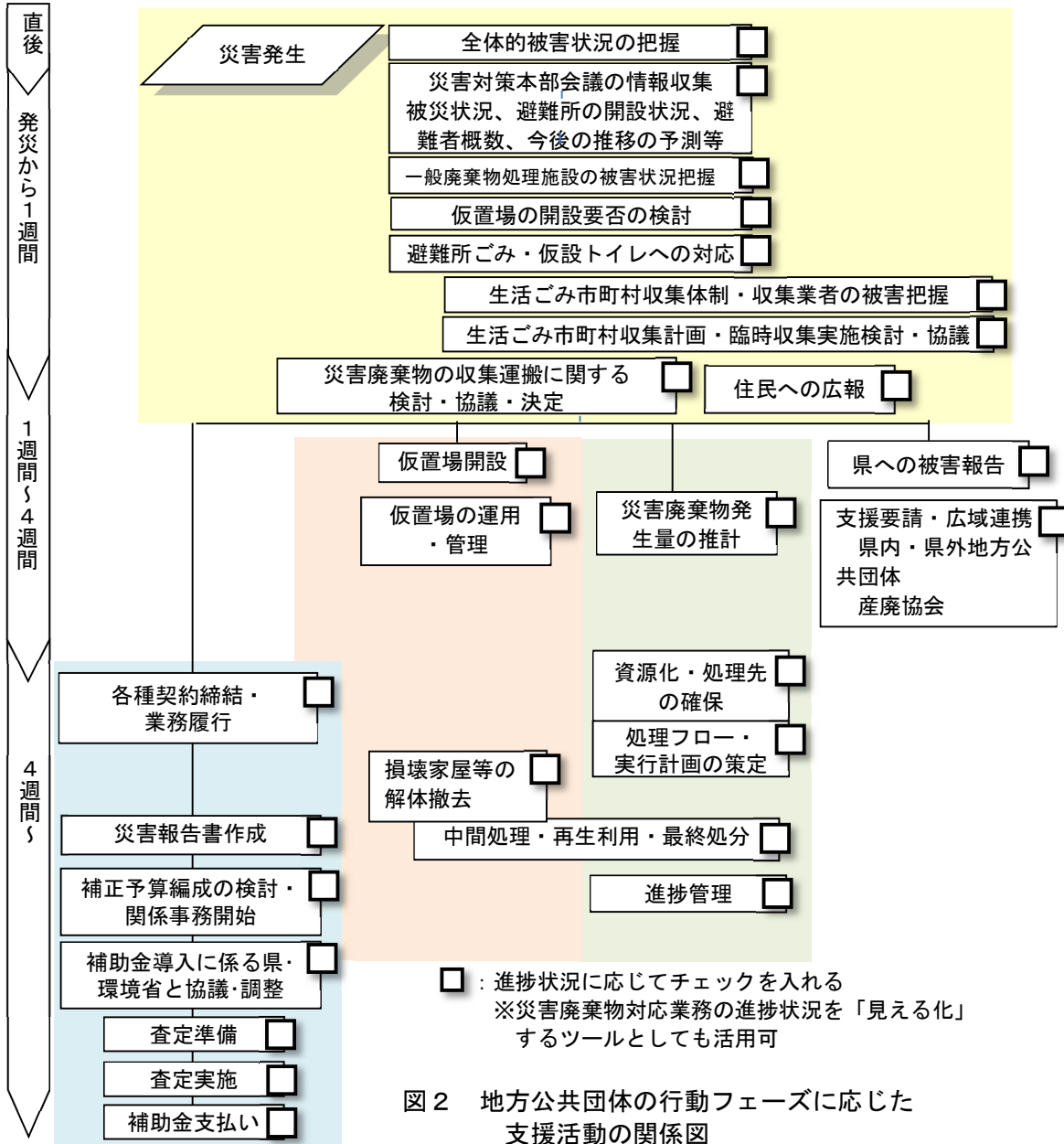
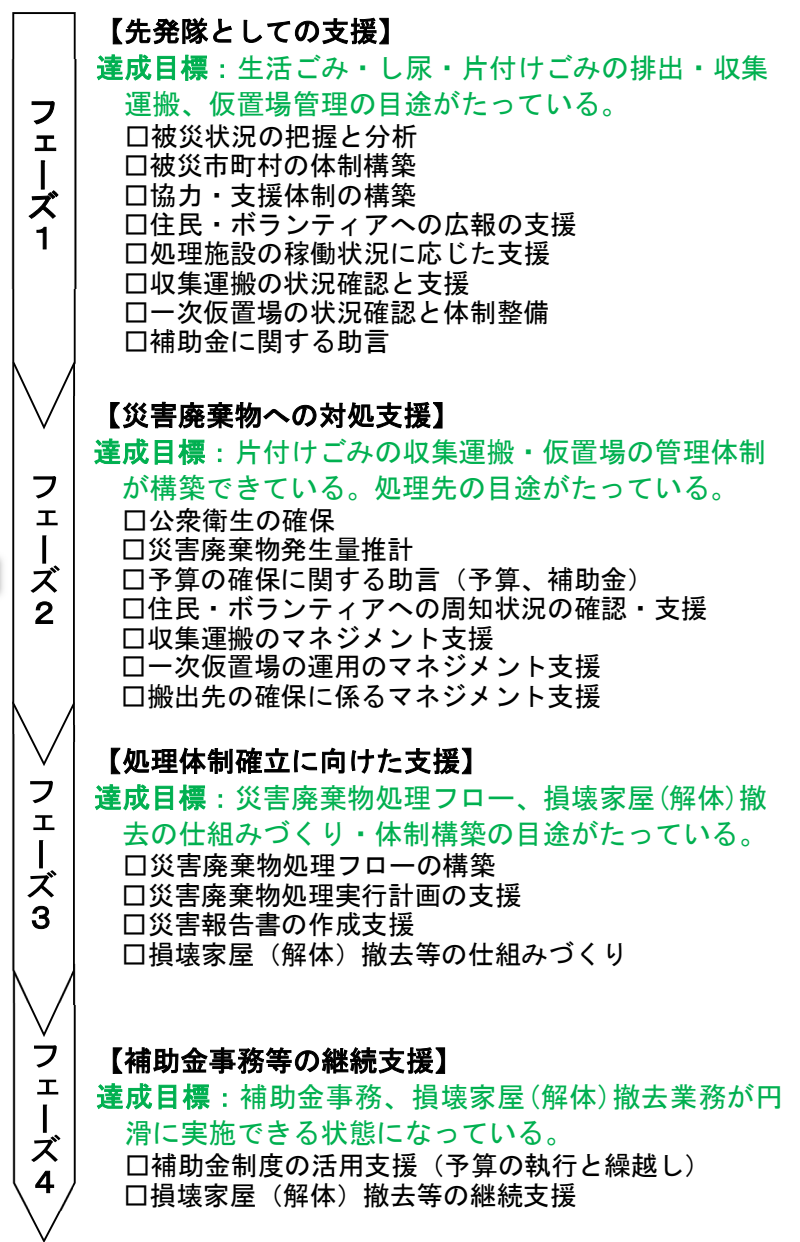


図2 地方公共団体の行動フェーズに応じた支援活動の関係図

【災害廃棄物処理支援員の活動】



フェーズ1：先発隊としての支援

フェーズ1 達成目標

生活ごみ（生ごみ）及びし尿の収集運搬の目途がたっている。

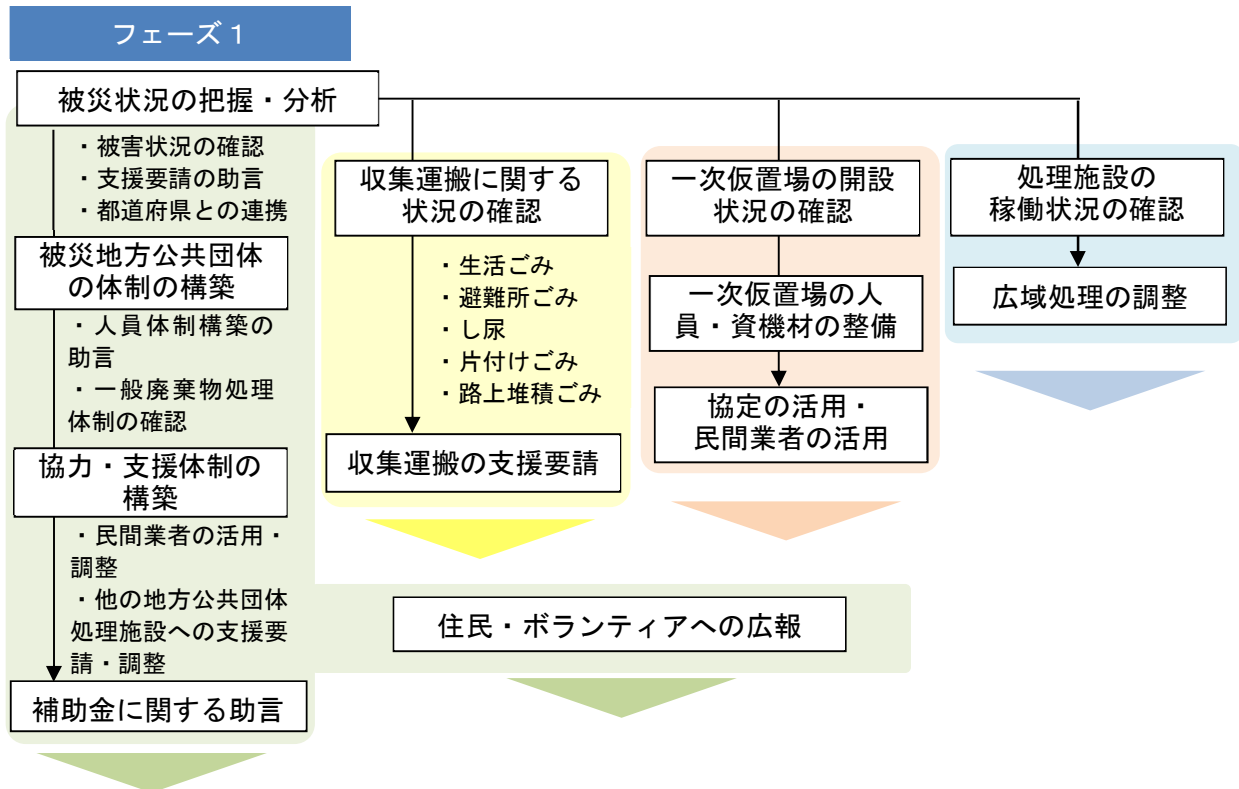
片付けごみの排出・収集運搬及び仮置場の管理の目途がたっている。

フェーズ1達成目標に対して支援員として為すべきことは何かを考え、活動します。

発災直後は、被災地方公共団体は混乱しており、現地の情報は不足しています。環境省現地支援チームと協力し、会議や打ち合わせに参加し、現地を確認するなどして支援に必要な情報収集を行い、どのような支援が必要であるかを分析し、助言します。

被災地方公共団体が行う打合せ及び環境省現地支援チームで朝礼（今日の予定）、夕礼（1日の報告と課題共有など）を行うことを日課として情報共有を行うことが重要です。これまで、支援者が打合せに参加できないケースが見られますが、支援の気持ちをもって丁寧に説明し、活動できるように努めます。

また、災対本部会議や都道府県や民間支援団体、D.Waste-Netなど、様々な話し合いの場に同席して少しでも情報を把握しておきます。



フェーズ 1-1 被災状況の把握と分析

以下の被災状況について、環境省現地支援チーム及び都道府県と情報共有するとともに、被災地や一般廃棄物処理施設の状況について現地を確認し、必要な廃棄物処理のマネジメント支援を行います。記録・写真を必ず残し、環境省及び被災地方公共団体へ提供します。ホワイトボードで現在の状況と今後の目標、予定を見える化し共有します。

(ア) 被災状況の確認

A) 被災状況の全体像

- 市町村の被害は、広域に及んでいるか。
- 災害対策本部の情報を入手し、情報を更新できているか。
- NHK や個人の Twitter 等の情報を参考に、優先して取り組むべき地域の絞り込みができてきているか。

B) 一般廃棄物処理処分施設等の被災状況

- 一般廃棄物焼却・破碎処理施設、し尿処理施設、最終処分場の被害情報、稼働状況を入手し、情報を更新できているか。
- 下水道、下水処理施設の被害、稼働状況を入手し、情報を更新できているか。

C) 道路交通状況（資料 7-1）

- 被災地域の被災状況の入った道路地図を入手できているか。
- 道路不通区間、渋滞等の情報が入手できているか。
- リアルタイムの交通状況を把握できるデジタルツールを活用できているか。
- 高速道路の無料通行や優先的に燃料給油が可能か。

D) 電力・ガス・水道等のライフラインの状況（資料 7-2）

- ライフラインの被害情報が入手できているか。
- 電気・通信等の不通に伴う対応の検討がされているか。

E) 自動車燃料供給状況（資料 7-3）

- 被災地方公共団体内のガソリンスタンドの営業情報が入手できているか。

(イ) 支援要請の助言

被害状況と災害廃棄物処理に関わる被災市町村の体制等から、環境省現地支援チームと連携して人員派遣・資機材調達に関する支援の要請について助言し、都道府県と調整します。

(ウ) 都道府県との連携

災害廃棄物処理支援員は、都道府県と協働・連携して被災市町村の災害廃棄物処理を支援することが基本です。そのため、被災都道府県の対応状況について、環境省現地支援チームとともに情報共有し、被災都道府県と連携して取り組みます。

- 被災都道府県・出先機関の災害廃棄物処理の体制はどうか。
- 都道府県担当職員が現地に行って、確認しているか。助言しているか。
- 被災都道府県が被災市町村から体制、被災状況、対応状況の報告を受けているか。
- 都道府県が締結している協定を活用し、市町村職員の派遣要請及び調整をしているか。
- 都道府県が締結している協定を活用し、民間団体への協力・支援要請をしているか。
- 都道府県の災害廃棄物処理計画や、地域ブロック協議会行動計画を活用しているか。

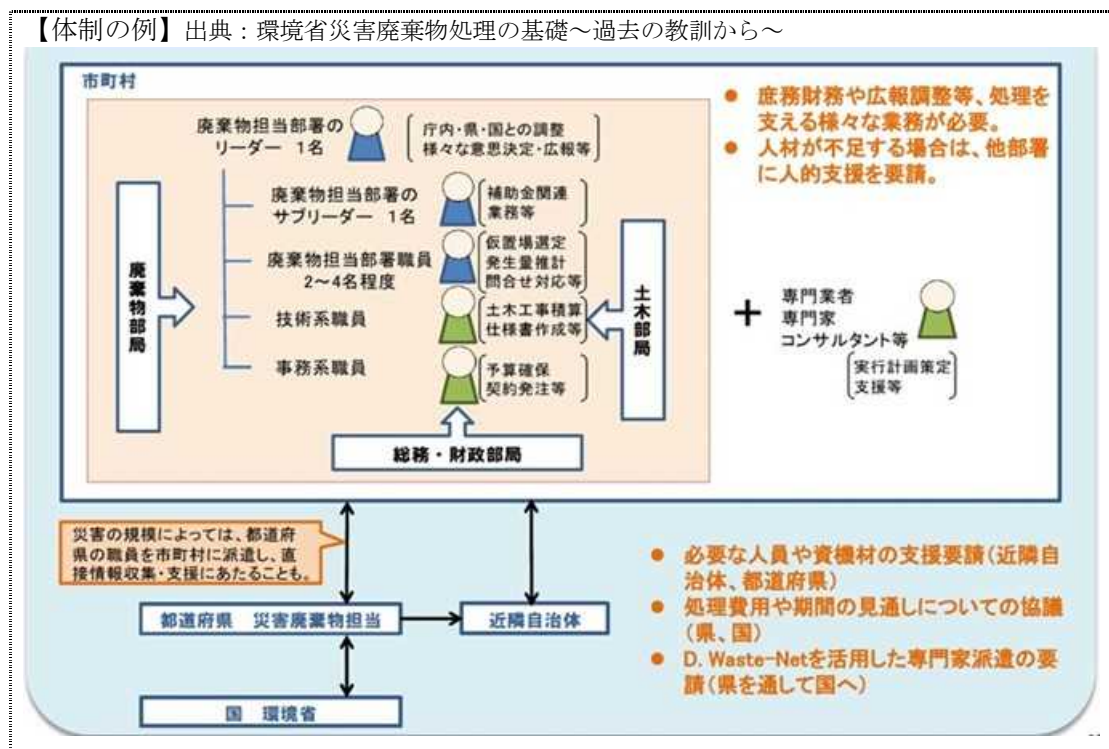
- 廃棄物担当者が少ない市町村に対する事務支援を含めた応援を検討しているか。
- 都道府県が被災市町村からの支援等の要望に対し、支援内容のマッチングについてどのような検討をしているか。
- 被災状況に応じて、被災市町村から事務の委託を受ける際の考え方はどうなっているか。

フェーズ 1-2 被災市町村の体制構築

被災地方公共団体の体制について確認し、被災市町村長クラスや廃棄物担当部課長クラスの管理職及び廃棄物担当職員とともに、災害廃棄物処理の迅速な対応が早期の復旧復興に欠かせないこと、災害廃棄物処理事業は長期にわたり相当の費用を要することについて理解を共有し、環境省現地支援チームとともに体制構築に係る助言を行います。

(ア) 人員体制（庁内専従体制、指揮系統の確立）構築の助言

- 廃棄物に詳しい人材の他、仮置場の設置・運用に関わる土木積算や損壊家屋等の解体工事設計を行う技師及び契約事務に係る専従の人員、人材が確保されているか。（下図参照）
- 部課長クラスの管理職と現場に出ている補佐・主幹・担当クラスとの意思疎通ができているか。（現場の実情を幹部が把握しているか）
- 他部局や環境分野からの職員（経験者含む）の増員要請を行っているか。



(イ) 一般廃棄物の処理体制の確認と情報共有（一部事務組合の関係）

- 被災地方公共団体が一部事務組合による処理を実施した場合、一部事務組合及び構成地方公共団体と意思疎通を図り、災害廃棄物の処理を行う体制になっているか。必要に応じて一部事務組合及び構成地方公共団体を交えた会議等を開催して体制を構築する。

フェーズ 1-3 協力・支援体制の構築

被災地方公共団体の協定を活用し、民間業者や他地方公共団体へ支援要請を行い、体制を補完できているか以下を確認し、必要な助言や支援団体との調整等の支援を行います。

(ア) 民間業者の活用に関する助言、支援

- 被災市町村が、民間業者・団体との協定の内容を理解し、活用できているか。
一般廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処理業、建設業、解体工事業、造園業、運送業、レンタル業、警備業 等
- 都道府県の民間業者との協定を活用するための支援要請ができているか。
※都道府県への支援要請の様式がある場合はそれを使用する。
- 被災市町村が、支援の内容（一般廃棄物処理施設が被災している場合の広域処理、収集運搬、仮置場管理、事務等）を整理し、調整、指揮する体制ができているか。

(イ) 他地方公共団体への支援要請・受援体制の構築の支援

- 被災市町村が、周辺の地方公共団体、並びに都道府県へ支援要請を行って体制を補完できているか。
- 被災市町村が、支援の内容（一般廃棄物処理施設が被災している場合の広域処理、収集運搬、仮置場管理、事務等）を整理し、調整、指揮する体制ができているか。

フェーズ 1-4 住民・ボランティアへの広報の支援

被災した住民が片付けごみを排出するより早いタイミングで、災害廃棄物の排出方法について周知するよう、以下の被災市町村の対応を確認し、必要な助言や調整等のマネジメント支援を行います。

- 住民の電話問い合わせ体制ができているか。
住民の電話問い合わせや要望を受ける体制と廃棄物処理の実務を切り分けた体制構築の必要性に関する助言を行う。
 - ・ 電話対応の応援職員を確保するよう助言
 - ・ 電話応答を統一するためのQ & Aの作成・貼り出し 等
- 時宜に応じた住民への周知ができているか。(資料 7-6、7-7)
住民への広報内容（通常ごみ・資源ごみ等の排出・収集方法、片付けごみの排出・収集方法など）と広報手段（防災行政無線、HP、SNS、チラシの避難所・集積所・仮置場等での配布、自治会周知、災害FM、新聞、テレビなど）を確認し、住民への周知に関する助言を行い、データの提供等の支援を行う。
- 社会福祉協議会等と、災害廃棄物に関する連絡先の確認ができているか。

ボランティアとの連携に向けた、仮置場の運営や分別、収集運搬などに関する情報共有の窓口の確認を行う。

- 高齢者等要配慮者の支援策に関する周知ができているか。

高齢者等要配慮者の片付けごみの排出・運搬の対策として、ボランティアを活用したり、福祉部局、民生委員などから高齢者等要配慮者へ情報提供や情報収集するよう助言する。（高齢者等の対策として家の前に出す方法は、高齢者以外も便乗することに留意する必要がある）

- ボランティアへの災害廃棄物の排出や運搬に関する周知について、社会福祉協議会・ボランティアセンターと調整や助言を行う。チラシ等のデータの提供を行う。

発災直後の週末からボランティアが支援に入り、片付けごみの排出が加速するため、社協やボラセン等を通じて、丁寧な周知を行うよう指導を行う必要がある。

フェーズ 1-5 処理施設の稼働状況に応じた支援

一般廃棄物処理施設の稼働状況を確認し、周辺施設での処理の調整、広域処理の調整に必要な助言や調整等のマネジメント支援を行います。

(ア) 処理処分施設の稼働状況の確認と情報共有

① 一般廃棄物処理施設（中間処理施設や最終処分場）の稼働状況

- 中間処理施設（一廃）へ搬入ができているか。
- 中間処理施設（一廃）は全て稼働しているか。
（処理方式、処理能力、定期整備等の確認）
- 中間処理施設（一廃）が停止している場合、再稼働はいつか。
（停止原因の確認）
- 中間処理施設（一廃）のピット残量を確認し、受入れ可能日数を検討しているか。
- 災害廃棄物（片付けごみ）の処理可能量の確認
- 再稼働まで周辺地方公共団体等の中間処理施設（一廃）での受入れ条件等を把握し、受入れの目処が立っているか。または、協定等による応援調整が行われているか。
- 最終処分場（一廃）へ搬入ができているか。また、稼働しているか。
- 最終処分場（一廃）が搬入中止の場合、再開はいつか。

② し尿処理施設の稼働状況

- し尿処理施設・下水道施設は全て稼働しているか。
- し尿処理施設が停止している場合、再稼働の目処は立っているか。
- し尿処理施設の受入槽の残量を確認し、受入れ可能日数を検討しているか。

③ 産業廃棄物処理施設の稼働状況

- 都道府県が産業廃棄物処理施設の稼働状況を把握しているかを確認し、情報共有する。

(イ) 広域処理の調整の支援

被災市町村あるいは都道府県が、広域処理の支援要請・調整を行っていることを確認し、量、期間、受入れ条件、車両の条件等を把握し、運搬の予定等の調整の支援を行います。

- 周辺地方公共団体等の処理施設で、受入れ、処理を行う調整ができていますか。
- 都道府県が管内市町村の一般廃棄物処理施設で、受け入れ可能性の調整を行っているか。
- 都道府県が域外の市町村の一般廃棄物処理施設で、受け入れ可能性の調整を行っているか。

フェーズ 1-6 収集運搬の状況確認と支援

一般廃棄物による公衆衛生上の支障が発生しないよう、収集運搬について以下の被災市町村の対応を確認し、必要な助言や調整等のマネジメント支援を行います。

(ア) 収集運搬に関する状況の確認

①生活ごみの収集運搬の状況（資料 7-8）

- 生活ごみは全地域で収集ができているか。（収集運搬車両は確保されているか、収集ルートに支障はないか、地域の被災状況に応じた収集ができているか）
- 片付けごみが生活ごみのステーションに混合して排出されていないか。

②避難所ごみの収集運搬の状況

- 避難所ごみの回収が定期的に行われているか。
※避難所ごみの分別、居住スペースから隔離して保管すること等について、避難所管理者が対応するよう助言する。

③し尿の収集運搬の状況

- し尿は全地域で収集ができているか。
- 浄化槽の破損による外部への流出の懸念がないか。
- 避難所等への仮設トイレ設置が適切にされ、トイレの設置場所が関係者と共有されているか。
- 避難所の仮設トイレのくみ取りが適切に行われているか。
- 避難所の使い捨てトイレは分別されているか。回収がされているか。
※避難所の仮設トイレの正しい使用方法、衛生管理について、避難所管理者が対応するよう助言する。

④片付けごみの排出（資料 7-8、7-9、7-10）

- 住民に対し、片付けごみの分別排出、排出場所等、どのような広報をしているか。
- 高齢者等の災害時要配慮者に対し、戸別収集などどのような対策を講じているか。
- 一時的な仮置場として指定されている児童公園などでは、分別、管理ができているか。
- 片付けごみの排出用に住民らが地方公共団体の認めを得て設置した場所は把握できているか。
※早急に搬出する必要性と搬出に要する体制整備について助言、支援を行う。

⑤路上堆積ごみ・管理されていない仮置場の発生状況（資料 7-8、7-9、7-10）

- 被災市町村が路上堆積ごみ・管理されていない仮置場の情報を入手できているか。
・収集運搬業者からの連絡・報告、職員のパトロール、市民からの連絡等

- 周辺住民へ路上または管理されていない仮置場へ排出しないよう周知されているか。また、警察へ不法投棄対策としての連絡対応等が行われているか。
- 路上堆積ごみ・管理されていない仮置場からの搬出計画があるか。
- 管理されていない仮置場が解消された後に再度持ちこまれないよう対策が取られているか。

(イ) 収集運搬に関する支援の要請

- 被災市町村の収集運搬体制を確認する。
 - ・直営の収集運搬人員、庁内の応援人員、収集車両種類・台数
- 民間業者の収集運搬体制を確認する。
 - ・収集運搬委託業者・許可業者の被災状況を踏まえた人員と収集車両種類・台数、重機・オペレーター
 - ・協定に基づく民間業者等の収集運搬人員と収集車両種類・台数
- 都道府県へ協定に基づく支援要請を行い周辺地方公共団体から収集運搬に係る支援の手配を行うよう調整を行っているか確認し、必要に応じて支援要請を行う。

※都道府県ごとの支援要請様式がある場合はそれを活用する。
- 環境省が D.Waste-Net の全国都市清掃会議へ収集運搬の支援要請を行っているか確認し、必要に応じて支援要請を行う。

※全国都市清掃会議へ収集運搬の支援要請に係る所定の書式を活用する。

■収集支援団体へ伝える事項

- ・ 収集運搬を依頼する場所（地図の提供）、種類、運搬先
- ・ 道路状況（交通規制、緊急車両表示の有無）
- ・ 必要な収集運搬車両の種類・台数
- ・ 収集運搬車両の洗車場所、整備場所
- ・ 収集運搬車両の集合場所
- ・ 休憩場所（昼食等）、シャワー設備
- ・ 被災市町村の収集運搬体制、生ごみの収集状況
- ・ 住民への周知の内容、高齢者宅等の対応、ボランティア活動の状況
- ・ 高速道路料金減免に係る災害派遣等従事車両証明書
- ・ 現地の写真

収集支援団体が自己完結型支援で支援を行うことを期待したうえで、以下の情報提供ができるといい

- ・ 給油場所 優先的に給油する方法
- ・ 宿泊場所・収集運搬車両駐車場の提供の可能性
- ・ 給油その他の経費負担

■自衛隊による支援

参照 環境省・防衛省「災害廃棄物の撤去等に係る連携対応マニュアル」

- ・ 都道府県が防衛省自衛隊に対する支援要請を行い、自衛隊による災害廃棄物の撤去等の支援を得る。

フェーズ 1-7 一次仮置場の状況確認と体制整備

一次仮置場の開設について確認し、必要な助言や調整等のマネジメント支援を行います。

参照【技術資料 18-2】仮置場の必要面積の算定方法

参照【技術資料 18-3】仮置場の確保と配置計画に当たっての留意事項

(ア) 一次仮置場の開設状況に関する確認（資料 7-11）

- 一次仮置場の場所の選定が完了し、開設ができている、または次の週末・休日までに開設に向けた準備が進んでいるか。
- 被災地域の適切な場所に何カ所開設されているか。
- 一次仮置場周辺に住宅がある場合に、説明し理解が得られているか。
- 一次仮置場周辺に住宅がある場合に、仮囲い等により騒音・振動、粉じん対策がとられているか。
- 一次仮置場の開設日・時間・場所、受入れ品目、分別のレイアウト図は、住民への周知はできているか。
- 追加で確保できる一次仮置場の候補地が選定されているか。
- 一次仮置場のぬかるみ防止対策、一方通行の動線、分別レイアウト、処理先の受入れ基準に合わせた分別が考えられているか。

(イ) 仮置場に必要な体制・資機材の整備

① 仮置場に必要の人員・資機材の整備

- 仮置場の状況を確認し、仮置場への渋滞解消や分別、集積を適正に行うための人員の確保について助言する。

※仮置場一箇所あたり十人～数十人が必要である（仮置場搬入の受付・交通誘導・分別指導・荷下ろし）。庁内職員の動員、周辺地方公共団体からの応援、民間業者への委託により人員を確保するよう助言、支援する。

② 協定の活用、民間業者へ委託契約

- 仮置場の運用に必要な重機・オペレーターを確保するため、協定に基づく民間業者への委託について助言し、必要な仕様書、契約書類等を提供する。

(ウ) 一次仮置場の運用状況に関する確認

- 受付で、不法投棄・便乗ごみ対策として、被災市町村の住民であることの確認、ナンバープレートや積み荷の確認、写真撮影を助言する。
- 受付で時間がかかりすぎない体制にすることを助言する。
- 受付で、搬入台数、車両の種類（2トン車、4トン車等）を記録することで、ひっ迫の予測、新規仮置場の開設の検討や、仮置場閉鎖の予測を行うのに役立つことを助言する。

フェーズ 1-8 補助金に関する助言

災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧費補助金について初期の段階における留意事項と基礎的な情報を提供します。状況の変化を確認しつつ、先を見越した助言を行います。(資料6参照)

【必須資料】環境省「災害関係業務事務処理マニュアル（自治体事務担当者用）」

【必須資料】環境省 HP：災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧費補助金 交付要綱等 災害廃棄物対策関連

(ア) 補助金に関する経験等の確認と助言

- 災害廃棄物処理事業を過去に実務として経験しているか。
- 過去2～3年間に災害廃棄物補助金申請を行ったことがあるか。
- 災害廃棄物処理補助事業について、スキームや事務フロー、スケジュールを理解しているか。(補助対象を把握しているか)
- 災害廃棄物処理に必要な財政措置の見通しを立てており、財政部局等との調整を始めているか。
- 災害廃棄物処理に必要な費用の算出方法について助言する。

(イ) 補助金申請・災害報告書に必要となる情報整理

- 災害廃棄物補助金の対象となる要件に該当するかどうか確認する。
 - ※ 気象データ等災害発生の実事の確認、災害廃棄物処理事業の経費、生活環境の保全上支障があると認められるか
- 災害廃棄物処理事業に関する記録、写真を取り、日時・場所等によって整理する体制ができているかを確認し、情報整理の支援を行う。

<必要となる記録・写真>

- ・家屋等の被害状況（災害対策本部等から入手も可能）
- ・収集運搬や仮置場でのトラックや重機等の作業状況（台数、作業員数）
- ・搬入車両の台数
- ・仮置場での受付・確認状況
- ・仮置場ごとの看板の設置・分別の状況 等

フェーズ2：災害廃棄物への対処支援

フェーズ2 達成目標

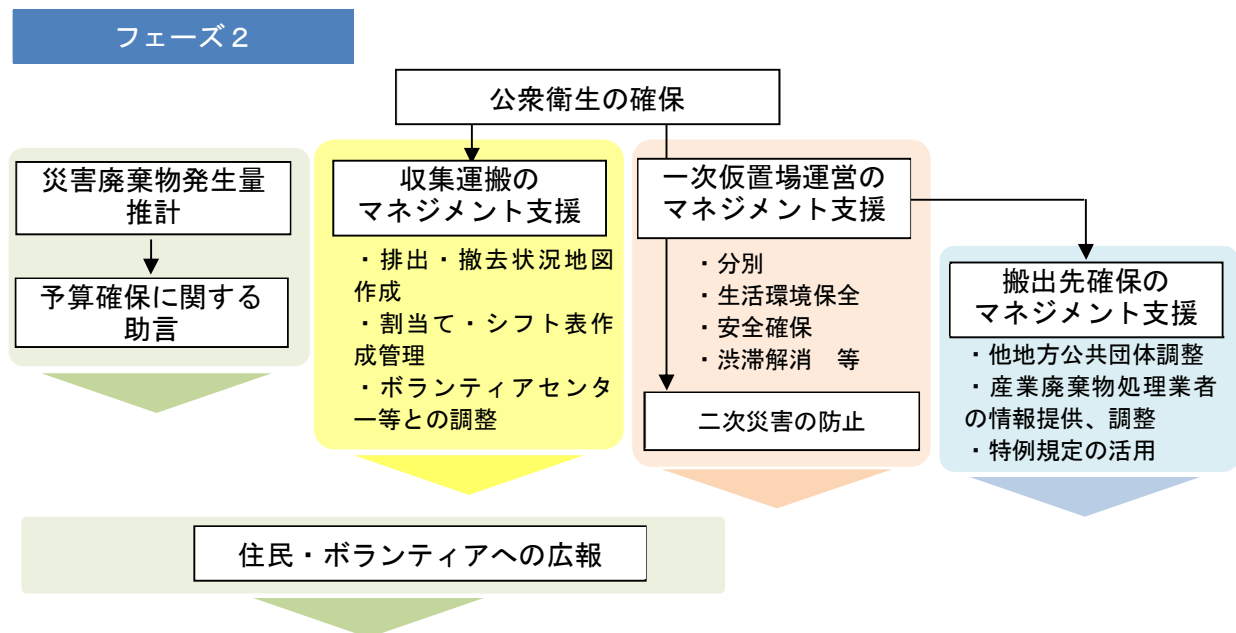
片付けごみの排出・収集運搬及び仮置場の管理体制が構築できている状態になっている。
災害廃棄物の処理先の目途がたっている。

フェーズ2達成目標に対して支援員として為すべきことは何かを考え、活動します。

例えば、フェーズ1で収集した情報に基づき、被災地方公共団体の円滑かつ迅速な災害廃棄物処理のための具体的な支援を行っていきます。

片付けごみ等の災害廃棄物の収集運搬や仮置場の運用を円滑に進めるため、環境省現地支援チームと協力しながら助言や調整等のマネジメント支援を着実に実行します。

また、被災地方公共団体と情報の共有が確実に行われるようコミュニケーションをよくします。



フェーズ 2-1 公衆衛生の確保

道路や空地のごみや仮置場、避難所において、公衆衛生の悪化が懸念される場所がないかを確認し、必要な助言や調整等のマネジメント支援を行います。

- 悪臭・害虫等の生活環境の保全に支障が生じる恐れがある場合には、D.Waste-Net 等へ支援を要請する。
- 避難所が開設されている場合、避難所ごみの収集や仮設トイレの設置・くみ取りの頻度が適切に行われているかを確認し、必要に応じて収集計画の調整を行う。

フェーズ 2-2 災害廃棄物発生量推計

仮置場の必要面積の目安や災害廃棄物処理の事業規模を把握するため、環境省現地支援チーム、D.Waste-Net の知見を活用し、早期の段階で行う災害廃棄物発生量推計の考え方や方法について助言や支援を行います。

参照【技術資料 14-2】災害廃棄物の発生量の推計方法

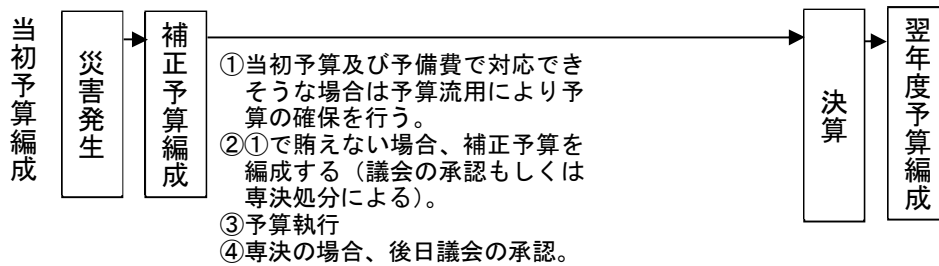
参照【技術資料 14-3】避難所ごみの発生量、し尿収集必要量等の推計方法

- 状況や目的に応じて、発生量推計に必要な情報を収集して推計方法を検討し支援する。
 - A) 規模感を把握するため災害廃棄物処理計画に基づく発生量を用いる。
 - B) 建物被害棟数に適当な災害廃棄物発生原単位を乗じて全体の規模感を把握する。
 - C) 被害地域内の棟数を計数し、片付けごみ原単位を乗じて発生量を推計し仮置場必要面積を検討する。
 - D) 仮置場搬入台数を計数し、傾向線から搬入台数を推計する。1 台当たり積載量を乗じて仮置場搬入量を把握する。
 - E) その他、消防庁における住家被害（全壊、半壊等）情報、D.Waste-Net から提供される情報や防災科学技術研究所、国土地理院の HP の情報を参考に発生量を推計する。

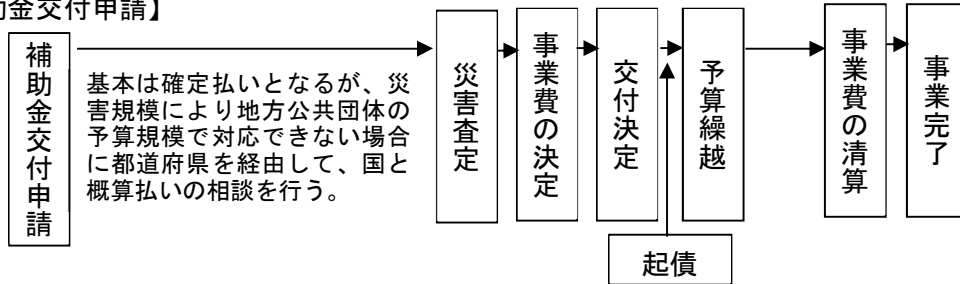
フェーズ 2-3 予算の確保に関する助言（予算、補助金）

災害発生後、早期に民間事業者による支援が開始され、早ければ翌月から委託料、リース料等の支払いが発生します。そのため、災害廃棄物発生量の推計を基に、処理費用の概算、算出根拠、財源確保の考え方について環境省現地支援チームとともに、廃棄物担当課及び財政担当課に対して説明して情報提供し、被災地方公共団体の予算確保に係る支援を実施します。国庫補助金交付申請の流れについても説明しておきます。

【市町村予算編成】



【国庫補助金交付申請】



予算の確保と国庫補助金活用の主な流れ

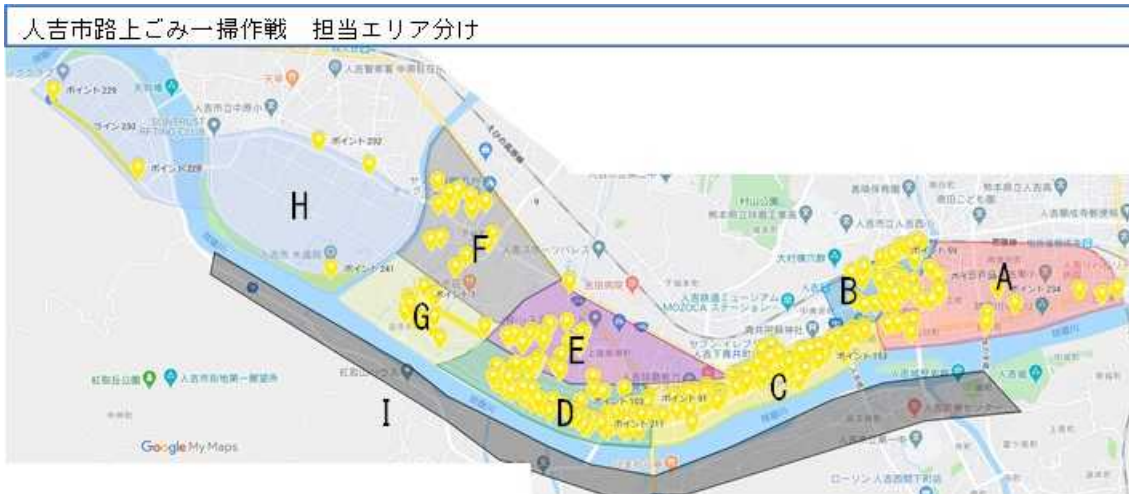
フェーズ 2-4 住民・ボランティアへの周知状況の確認・支援

- 仮置場の開設の案内や持込可能な品目、分別など、住民やボランティアへの周知度合について確認し、事前にボランティアセンターと話し合いをするなどして、必要な広報の方法や内容について助言、支援する。
- 損壊家屋等の解体に関する問い合わせが増えてくるため、トラブル防止のため、以下の点について広報を行うとともに、電話対応のマニュアル整備を助言する。
 - ・詐欺への注意喚起
 - ・損壊家屋等の解体撤去に関する補助金交付の準備をしていること
 - ・リフォームに関する補助金制度を紹介し、むやみに解体しないこと

フェーズ2-5 収集運搬のマネジメント支援

被災市町村の街中の公衆衛生上の支障が発生しないよう、多数の収集支援団体が入った際の調整や進捗管理を行い、必要な助言等のマネジメント支援を行うことが有効です。ひと段落した時点で被災市町村へ収集支援団体の調整や進捗管理の方法について伝授します。

- ごみステーション、路上、空地等のごみの排出・撤去の状況を把握し、主な堆積場所を地図上に整理する。
 - ・D. Waste-Net と連携して被災地を歩いて写真撮影し、ごみの種類や量について地図アプリを利用して整理できるとよい。
- 収集支援団体との打ち合わせによりごみの種類、量、場所の割り当て等の情報を共有し、車両種類・台数、支援期間を把握してシフト表の作成・進捗管理を行う。
- 必要に応じて新たに収集支援団体への支援要請を行う。
 - ・収集運搬車両種類・台数、支援期間について収集支援団体と調整する。
- 社会福祉協議会・ボランティアセンター等と情報共有し、ボランティアによる排出に合わせた収集運搬を計画的に実施する。
- 収集運搬のマネジメント支援に係る引継ぎを行う。



日	区画	会社名	7/11	7/12	7/13	7/14	7/15	7/16	7/17	7/18	7/19	7/20	7/21
A	計												
	区画												
	区画												
	区画												
	区画												
	区画												
	区画												
	区画												
	区画												
	区画												
区画													

収集支援団体シフト表の例（令和2年7月豪雨人吉市への熊本市による支援）

一次仮置場における安全の確保、分別、生活環境の保全、渋滞の防止等が図られているかを確認し、また、周辺住民の苦情等の有無を確認して必要な助言、支援を行います。

参照 環境省「災害廃棄物対策指針 技術資料 18-4 仮置場の運用に当たっての留意事項」

参照 環境省「災害廃棄物対策指針 技術資料 18-5 環境対策、モニタリング、火災防止策」

(ア) 混合状態の解消、分別に関する助言・支援

□ 搬入された災害廃棄物が混合状態とならないよう、必要面積が確保され、適切な分別が行われるような対応がとられているかを確認する。やむを得ず、混合状態となって、腐敗性廃棄物の混在も明らかな場合、仮置場周辺的生活環境への影響を考慮して早期に撤去するよう手配する。

(イ) 安全確保に関する助言・支援（資料 7-12）

□ 一次仮置場における安全確保のため、作業員等が保護具を着用していることを確認する。
□ 仮置場周辺で渋滞が発生していないか確認し、仮置場内の通行を円滑にする、駐車スペースを確保する、警察と相談するなどして渋滞を早期に解消するよう支援する。

(ウ) 周辺環境の保全、二次災害防止の助言・支援（資料 7-13、7-14、7-15）

□ 搬入出車両による落下物に関する注意喚起やパトロールについて、助言する。
□ 粉じん対策として一次仮置場での散水、タイヤの洗浄等の対策を助言する。
□ 害虫獣や臭気の発生防止のため、腐敗物の有無を確認し、早期の撤去を助言する。
□ 危険物や有害廃棄物は、分別保管や、カバーして降雨にさらされないようにすること、液漏れや破損を防止するため容器に入れるよう助言する。
□ 火災対策として、畳や可燃物の山は積み上げ高さに注意し、適時温度管理を行い搬出を急ぐよう、助言する。
□ 台風等の接近による二次災害等の防止に細心の注意を払い、飛散防止等を助言する。
□ 住民・ボランティアへ、粉じんやアスベストによる健康被害防止のためマスクの着用、怪我の防止のため保護具の着用について周知するよう助言する。

フェーズ 2-7 搬出先の確保に係るマネジメント支援

仮置場から搬出を進めるため、災害の種類や地域特性によって災害廃棄物の種類が異なることを踏まえて、極力域内において災害廃棄物処理を行うものとし、災害廃棄物処理先の確保について、環境省現地支援チーム及び都道府県と情報共有し、助言や調整等のマネジメント支援を行います。

参照 環境省「災害廃棄物対策指針 技術資料「災害廃棄物処理」項目を参照」

(ア) 地方公共団体の一般廃棄物処理施設への搬出

- 都道府県が取りまとめる周辺市町村の一般廃棄物処理施設との調整を行う。
- 都道府県外の一般廃棄物処理施設の受入れ支援を受けられる場合に、調整を行う。

(イ) 民間廃棄物処理施設への搬出（資料 7-17）

- 被災地方公共団体が平時に利用している産業廃棄物処理業者を確認する。
- 都道府県と連携して産業廃棄物処理業者に関する情報を入手し、処理の委託等に関する助言を行い、調整や契約に係る支援を行う。
- 産業廃棄物処理業者へ委託契約を行う場合の助言及び契約書類の提供等を行う。（参照法第 15 条の 2 の 5 第 2 項）
- 混合廃棄物や土砂混じりがれき、多量の畳や木くずの受け入れ先の確保は容易ではないため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の非常災害時における特例規定を活用し、仮設処理施設の設置を検討する。（参照法第 9 条の 3 の 2、法第 9 条の 3 の 3）

非常災害時の特例規定	概要
市町村による一般廃棄物処理施設の設置の届出（第 9 条の 3 の 2）	あらかじめ都道府県知事から同意を得ていた場合、発災時に最大 30 日間の法定期間を待たずに一般廃棄物処理施設の設置可能。
市町村から処分の委託を受けたものによる一般廃棄物処理施設の設置の届出（第 9 条の 3 の 3）	市町村から非常災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けたものは、都道府県知事への届出で一般廃棄物処理施設の設置可能。
産業廃棄物処理施設の設置者に係る一般廃棄物処理施設の設置の届出（第 15 条の 2 の 5 第 2 項）	非常災害時には、産業廃棄物処理施設の設置者が、当該施設において、当該施設で処理するものと同様の性状を有する一般廃棄物を処理する場合、設置の届出は事後でも可能。

フェーズ3：処理体制確立に向けた支援

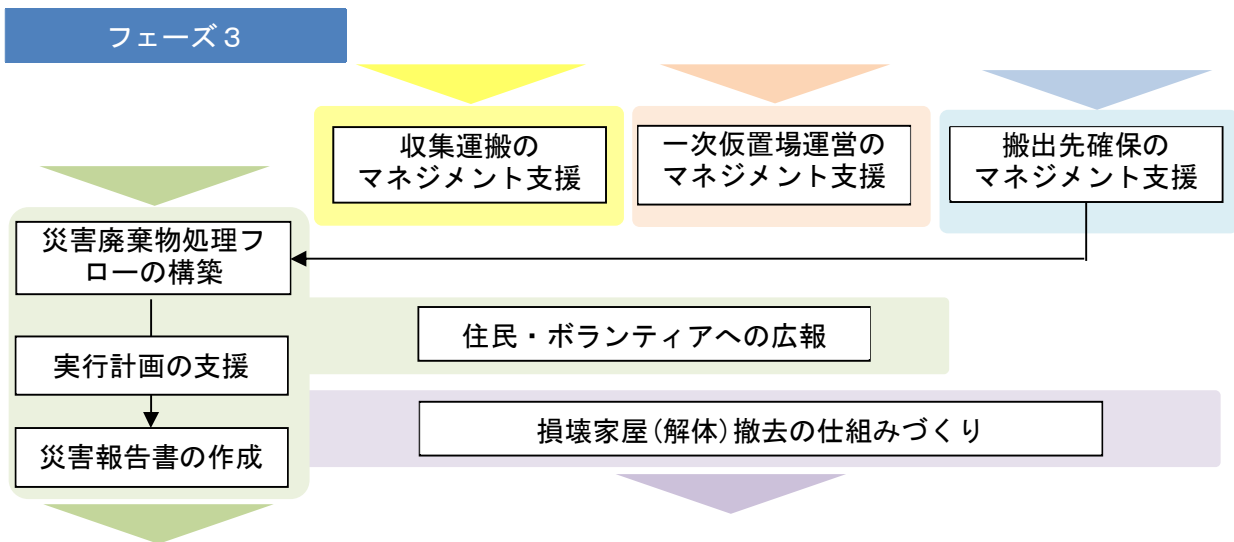
フェーズ3 達成目標

災害廃棄物処理フローが構築できている。

損壊家屋(解体)撤去の仕組みづくり・体制構築の目途がたっている。

フェーズ3達成目標に対して支援員として為すべきことは何かを考え、活動します。

例えば、フェーズ2までの取組を継続的に支援しつつ、災害報告書の作成、損壊家屋等(解体)撤去スキームの確立のための支援を行っていきます。



フェーズ 3-1 災害廃棄物処理フローの構築

災害廃棄物処理事業及び費用の流れの全体像を把握し、災害報告書の基本情報とするため、災害廃棄物処理フローの作成に係る情報提供や助言等の支援を行います。

被災市町村の一般廃棄物処理施設で処分できない種類の災害廃棄物は、産業廃棄物処理業者の施設で処分を行うため、できるだけ再資源化を進めるよう都道府県の災害廃棄物処理計画等を参考に、フェーズ2に引き続き、再資源化施設、中間処理施設の情報を収集し、処理先確保に係る情報提供や調整等の支援を行います。

参照 環境省「災害廃棄物対策指針 技術資料 15 処理フロー」

- 被災地方公共団体の意向を踏まえながら、災害廃棄物処理フローの作成に必要な仮置場からの搬出、処理先の情報を整理し、処理フロー構築のための支援を行う。

フェーズ 3-2 災害廃棄物処理実行計画の支援

災害廃棄物処理のスケジュールを明確にし、計画的に処理を進めるため、関係者との調整に用いる根拠とするため実行計画の策定について助言・支援を行います。

- 実行計画の活用場面等を説明したうえで、策定するかどうかを検討する。
- 実行計画を策定する場合に、過去の実績を参考に策定を支援する。
 - ・ 処理の方針 : 迅速かつ適正な処理等
 - ・ 処理の対象とする災害廃棄物、発生推計量
 - ・ 処理の主体・体制
 - ・ 処理期間・スケジュール
 - ・ 処理フロー

フェーズ 3-3 災害報告書の作成支援

災害廃棄物処理の方針を定めて計画的に進めるため、必要に応じて、災害廃棄物処理実行計画を策定するための情報提供や助言、作成等の助言を行います。

再掲【必須資料】環境省「災害関係業務事務処理マニュアル（自治体事務担当者用）」

再掲【必須資料】環境省 HP：災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧費補助金 交付要綱等 災害廃棄物対策関連

- 災害廃棄物処理の方針、発生量、処理方法、処理フロー、スケジュール等について助言する。
- 災害報告書に必要な見込み額の算出、費用区分の算出、根拠資料のポイントについて助言、データの提供、情報の整理等の支援を行う。

フェーズ3-4 損壊家屋（解体）撤去等の仕組みづくり

復旧復興に向けて、公費による損壊家屋（解体）撤去や宅地内のがれき混じり土砂等の撤去に向けたスキームを被災市町村が構築することになります。なお、公費による損壊家屋等の解体をどこまで対象とするのか、環境省から発出される事務連絡の内容を読み込んで助言や資料整理等の支援を行います。

環境省や都道府県の要請により損壊家屋等の解体撤去に関する説明会で説明したり、資料提供を行い、被害の大きい市町村へ個別に支援を行います。

参照【熊本市】平成28年熊本地震損壊家屋等解体撤去支援事業実施要綱

【必須資料】堆積土砂排除事業（国土交通省所管）及び災害等廃棄物処理事業（環境省所管）が連携する場合におけるの国庫補助申請に当たっての留意事項（通知）

- 損壊家屋（解体）撤去に係る制度設計について、助言し、有用な書類等を提供するなどの支援を行う。
 - ※解体棟数の把握を行い、競争入札か随意契約とするかなどの検討してスケジュールを立てる。住民への周知、予算の確保、要綱・申請書各種様式等の整備、問い合わせ窓口・コールセンターの設置、損壊家屋（解体）撤去の標準単価の設定、要綱の策定などの作業フローや留意点 等
- 単価の説明に用いる明確な根拠の整備について助言する。
- 損壊家屋（解体）撤去及び堆積土砂排除事業においては、建築技師及び土木技師が必須であり、契約、廃棄物処理に係る経験者からなる体制の構築を助言する。
- 損壊家屋（解体）撤去・費用償還に係る受付・問い合わせ対応、解体工事の契約・検査に必要な体制について助言する。
 - ※県内解体事業者団体との協定の活用、委託等について助言
 - ※コンサルタントへの委託について助言
- 公費による損壊家屋（解体）撤去・費用償還に係る制度構築まで数か月を要するため、先行して自費で解体する住民に対して、費用償還に必要な書類等を整理して紛失しないよう確実に伝わるよう広報の支援を行う。

フェーズ4：補助金事務等の継続支援

フェーズ4 達成目標

補助金事務、損壊家屋(解体)撤去業務が円滑に実施できる状態になっている。

フェーズ4達成目標に対して支援員として為すべきことは何かを考え、活動します。

例えば、災害廃棄物処理にあたっては、環境省の災害等廃棄物処理事業費補助金や廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金を主に活用することになります。また、宅地内がれき混じり土砂の撤去など、他省庁の補助事業との組み合わせで、地方公共団体は災害廃棄物処理を進めていくため、環境省から発出される事務連絡等を読み込んで助言を行います。

再掲【必須資料】環境省「災害関係業務事務処理マニュアル（自治体事務担当者用）」

再掲【必須資料】環境省HP：災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧費補助金 交付要綱等 災害廃棄物対策関連

フェーズ4-1 補助金制度の活用支援（予算の執行と繰越し）

- 災害関係業務事務処理マニュアルに基づき、地方公共団体は災害等廃棄物処理事業費補助金の事務を進めています。補助対象とするためにどのような根拠、情報が必要であるか助言を行い、資料整理の支援を行う。
- 災害報告書作成業務は、多くの地方公共団体が未経験であり、業務の見通しが甘くなる傾向があるため、災害報告書提出までのスケジュールや必要な業務負荷を、被災地方公共団体が確実に把握できるよう助言する。
- 災害査定では、発注業務に関する契約締結時期や業者選定方法、業務内容、価格の妥当性が必ず問われることから、写真や日報等の根拠データについて、早い段階で資料整理を行っておくよう、被災地方公共団体へ助言を行う。
- 被災市町村の予算の繰越しに関する助言を行う。

フェーズ4-2 損壊家屋（解体）撤去等の継続支援

- 公費による損壊家屋等撤去・費用償還に係る課題は、被災状況によらず共通的な内容も多いため、経験に基づき電話やメール、オンライン会議システム等により問い合わせに対する助言を行い、書類の提供等の支援を行う。

【参考】環境省現地支援チームの撤収タイミングについて

環境省現地支援チームは、プッシュ型で支援に入り、その撤収タイミングについては、災害の規模や被災地方公共団体の対応状況によって異なります。大まかな目安として、災害廃棄物処理実行計画が策定できた頃は、処理の目途が立っているため、被災地域の環境省地方環境事務所に任せられると考えられます。しかし、大規模災害により広域での被害が発生した場合、地方環境事務所による支援に移行できない場合も考えられますので、被災地方公共団体を管轄する地方環境事務所との確認を十分に行います。

一方、災害廃棄物処理支援員は、支援要請に従って対応します。また、現地支援の後に被災地方公共団体から補助金や損壊家屋(解体)撤去等に関する電話やメール等による問合せ対応や資料提供などの支援も行われています(資料 7-18)。

別添

- 資料 1 派遣時のチェックリスト
- 資料 2 現地支援活動参考資料
- 資料 3 特別交付税に関する省令第 3 条第 1 項第一号
- 資料 4 災害廃棄物対策として重要な資料
- 資料 5 災害廃棄物処理の基本原則・特例
- 資料 6 災害廃棄物処理に関する補助金について
- 資料 7 災害廃棄物処理に関する過去の対応事例
- 資料 8 災害廃棄物処理支援員の支援実績から学ぶ支援のポイント
- 資料 9 災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）について
- 様式 1 環境省現地支援チーム 日報
- 様式 2 環境省現地支援チーム情報共有シート

資料1 派遣時のチェックリスト

- 現地での役割・支援内容

- 派遣期間

- 現地支援チーム連絡先

- 現地集合場所・作業拠点

- 宿泊先

- 移動手段
 - ・現地までの移動方法
 - ・現地の活動に必要な移動方法（レンタカー、公共交通機関、その他）

- 費用負担について
 - ・特別交付税による財政措置の手続きについて財政担当課と確認したか

- 派遣前の情報収集（マニュアル4頁）

- 支援活動に必要な情報・データの準備（マニュアル4頁）

- 現地携帯品の確認（マニュアル5頁）

資料2 現地支援活動参考資料

- フェーズごと達成目標に対して支援員として為すべきことは何かを考え、活動する。
 - フェーズ1 生活ごみ（生ごみ）及びし尿の収集運搬の目途がたっている。
片付けごみの排出・収集運搬及び仮置場の管理の目途がたっている。
 - フェーズ2 片付けごみの排出・収集運搬及び仮置場の管理体制が構築できている状態になっている。
災害廃棄物の処理先の目途がたっている。
 - フェーズ3 災害廃棄物処理フローが構築できている。
損壊家屋（解体）撤去の仕組みづくり・体制構築の目途がたっている。
 - フェーズ4 補助金事務、損壊家屋（解体）撤去業務が円滑に実施できる状態になっている。

- 支援ニーズを把握する。
 - ・何をすべきかわかっていない場合には、何をすべきかを伝えて話し合う。

- いつまでに何をすべきか被災地方公共団体と確認する。支援内容を共有する。

情報共有：ホワイトボード記載例

○月○日時点課題	現状	担当者	次の対応
街中のごみ収集			
住民広報			
ボランティア			
仮置場			
仮設トイレ、し尿			
焼却施設			
し尿処理施設			
処理フロー			
処理・契約			
公費解体			
災害報告書作成			

情報共有：災害廃棄物処理の目標・工程表整理の例

○月○日時点課題	今週の目標	今月の目標	来月の目標	以降の目標
街中のごみ収集				
住民広報				
ボランティア				
仮置場				
仮設トイレ、し尿				
焼却施設				
し尿処理施設				
処理フロー				
処理・契約				
公費解体				
災害報告書作成				

- さらに必要な支援内容を判断して、環境省現地支援チーム等と話し合い、支援要請につなげる。

- 現地支援活動内容や課題を記録し、引継ぎに使います。

【活動記録フォーム】

日時	活動内容（誰と何を話したか）、課題

■災害時の支援活動における新型コロナ感染症対策

1. 支援活動における行動の方針

環境省現地支援チーム・災害廃棄物処理支援員はきちんと対応していたと地元の方々に言っていただけのような行動を心懸けて下さい。

2. 持参物

マスク、体温計・赤外線体温計、アルコール除菌スプレー

3. 行動

- ・ 接触通知アプリ COCOA（厚生労働省）をスマホにインストール。
- ・ 毎朝検温し平熱であることを確認。風邪症状が出たら休業・休養。
- ・ 会話等の際、できるだけ2m（最低1.5m）の距離を取る。
- ・ 車内の3密を避けるため、定員の2倍以上の車両で、走行中はなるべく窓を開ける。
- ・ 派遣期間中は、アルコール除菌スプレーでこまめに手指を消毒。
- ・ 執務スペースの換気
- ・ 熱中症対策も配慮 屋外で2m離れれば、マスク着用は不要等

4. 発熱等の症状がでた場合

- ・ 関係者へ連絡
- ・ 地域のインフルエンザ、コロナ診察可能な医療機関を探して予約する。
- ・ 陽性が判明した場合、保健所の調査に応じて濃厚接触者を特定するなど地域の行政機関のHPを調べて対応する。

昭和五十一年自治省令第三十五号
特別交付税に関する省令

(市町村に係る十二月分の算定方法)

第三条 各市町村に対して毎年度十二月に交付すべき特別交付税の額は、第一号の額及び第六号の額の合算額に、第三号の額から第四号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）と第二号の額の合算額から第五号の額を控除した額（当該額が負数となるときは、零とする。）を加えた額とする。

一 次に掲げる額の合算額

イ 次の表の上欄に掲げる事項について、それぞれ下欄に掲げる算定の方法によつて算定した額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）の合算額

事項	算定方法
六 被災地域の応援等に要する経費があること。	当該年度の十月三十一日までに発生した災害により被害を受けた都道府県又は市町村の要請等により行つた被災地域の応援等に要した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

資料4 災害廃棄物対策として重要な資料

現地支援へ入る前に、以下の資料に目を通しておきます。

名 称	資料概要
①災害廃棄物対策の基礎～過去の教訓に学ぶ	東日本大震災を踏まえ、災害廃棄物対策の全体像や初動対応について http://kouikishori.env.go.jp/document_video/pdf/teaching_material_01.pdf
②災害廃棄物処理パンフレット	災害廃棄物処理の流れについて http://kouikishori.env.go.jp/document_video/pdf/pamphlet.pdf
③廃棄物処理行政事務の手引き	廃棄物処理業務に携わる市町村の担当者向けの災害に備えて知っておくべき基本的な内容や災害時に必要となる行動と対処方法について http://kanto.env.go.jp/mat01_tebiki.pdf
④災害関係業務事務処理マニュアル	災害等廃棄物処理事業補助金等の概要 http://kouikishori.env.go.jp/action/auxiliary_scheme/#link02
⑤災害廃棄物対策指針	地方公共団体の災害廃棄物対策の推進を目的に、平時の備えに加え、災害時に発生する廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するための応急対策、復旧・復興対策に関する基本的事項について http://kouikishori.env.go.jp/guidance/guideline/
⑥地方公共団体の災害廃棄物処理計画	災害廃棄物処理計画を策定している場合、地方公共団体はその計画に基づき行動することになるため、確認をしておく。
⑦地域ブロックにおける災害廃棄物対策行動計画	地域ブロックごとの広域的な支援・連携体制について

災害廃棄物処理の基本原則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(非常災害により生じた廃棄物の処理の原則)

第二条の三 **非常災害により生じた廃棄物**は、人の健康又は生活環境に重大な被害を生じさせるものを含むおそれがあることを踏まえ、**生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止**しつつ、その適正な処理を確保することを旨として、**円滑かつ迅速に処理**されなければならない。

2 非常災害により生じた廃棄物は、当該**廃棄物の発生量が著しく多量**であることを踏まえ、その円滑かつ迅速な処理を確保するとともに、**将来にわたって生ずる廃棄物の適正な処理を確保**するため、分別、再生利用等によりその減量が図られるよう、適切な配慮がなされなければならない。

(非常災害時における連携及び協力の確保)

第四条の二 国、地方公共団体、事業者その他の関係者は、第二条の三に定める処理の原則にのっとり、非常災害時における廃棄物の適正な処理が円滑かつ迅速に行われるよう、**適切に役割を分担**するとともに、**相互に連携を図りながら協力**するよう努めなければならない。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の 一部を改正する法律の概要

平成27年法律
第58号

1 趣旨

東日本大震災等近年の災害における教訓・知見を踏まえ、災害により生じた廃棄物について、適正な処理と再生利用を確保した上で、円滑かつ迅速にこれを処理すべく、平時の備えから大規模災害発生時の対応まで、切れ目のない災害対策を実施・強化すべく、法を整備。

2 概要

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正

平時の備えを強化するための関連規定の整備

(廃掃法第2条の3、第4条の2、第5条の2、第5条の5関係)

平時の備えを強化すべく、
 > 災害により生じた廃棄物の処理に係る**基本理念の明確化**
 > 国、地方自治体及び事業者等関係者間の**連携・協力の責務の明確化**
 > 国が定める基本方針及び都道府県が定める基本計画の規定事項の拡充等を実施。

災害時における廃棄物処理施設の新設又は活用に係る特例措置の整備

(廃掃法第9条の3の2、第9条の3の3、第15条の2の5関係)

災害時において、仮設処理施設の迅速な設置及び既存の処理施設の柔軟な活用を図るため、
 > **市町村又は市町村から災害により生じた廃棄物の処分の委託を受けた者が設置する一般廃棄物処理施設の設置の手続きを簡素化**
 > **産業廃棄物処理施設において同様の性状の一般廃棄物を処理するときの届出は事後でよいこととする。**

災害対策基本法の一部改正

大規模な災害から生じる廃棄物の処理に関する指針の策定

(災対法第86条の5第2項関係)

大規模な災害への対策を強化するため、環境大臣が、政令指定された災害により生じた廃棄物の処理に関する**基本的な方向等についての指針を定めることとする。**

大規模な災害に備えた環境大臣による処理の代行措置の整備

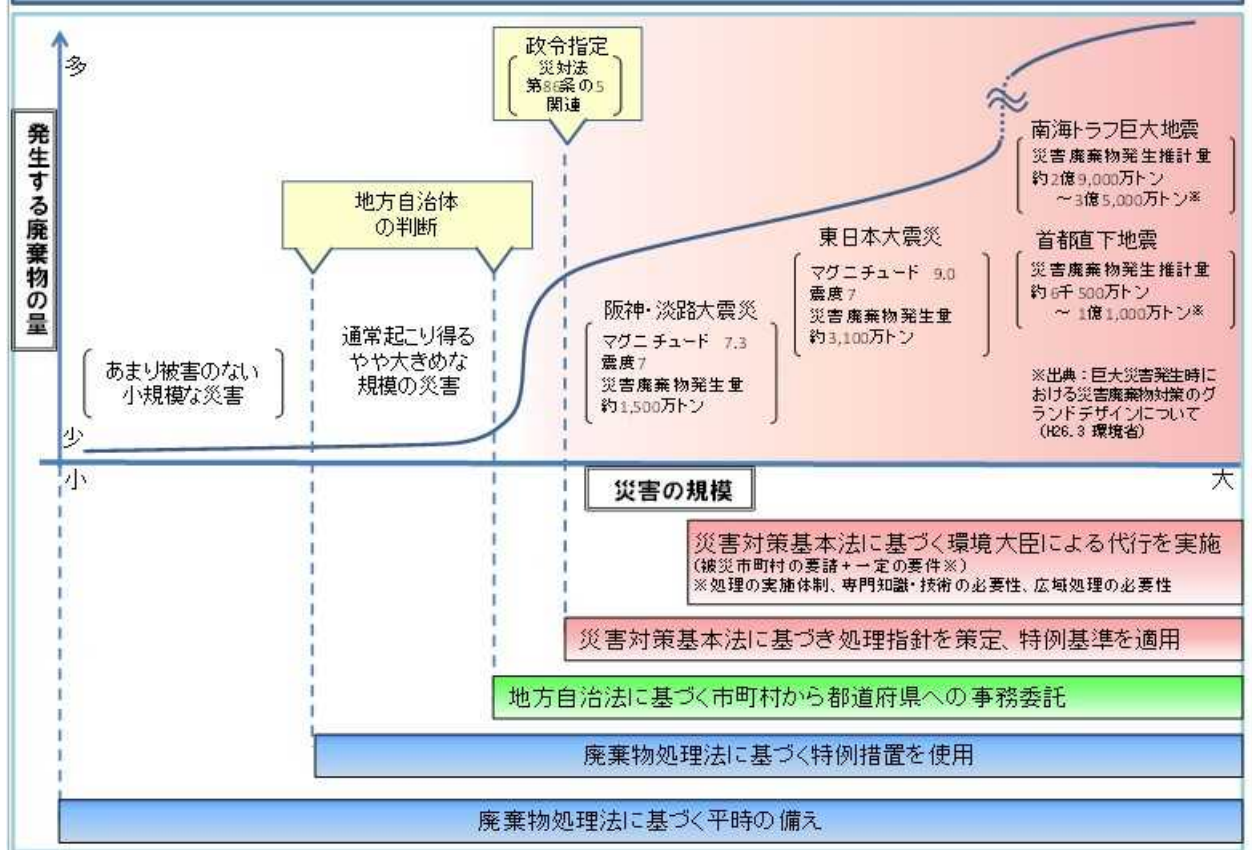
(災対法第86条の5第9項から第13項まで関係)

特定の大規模災害の発生後、一定の地域及び期間において処理基準等を緩和できる既存の特例措置に加え、緩和された基準によってもなお、円滑・迅速な処理が行いたい市町村に代わって、**環境大臣がその要請に基づき処理を行うことができることとする。**

3 施行日

・ 平成27年8月6日(公布の日から起算して20日を経過した日)

新たな災害廃棄物対策における災害の規模と適用する措置の考え方



非常災害時の廃棄物処理の特例

① 非常災害時に市町村が一般廃棄物処理施設を設置する場合の特例

(廃棄物処理法第9条の3の2)

市町村が、災害が発生した場合に設置することを予定している一般廃棄物処理施設について、あらかじめ都道府県知事に協議し同意を得ておけば、非常災害が発生した際に、通常は必要な届出後の都道府県知事による基準適合の審査を経ずに施設を設置することができること。

② 非常災害時における一般廃棄物処理施設の設置の特例

(廃棄物処理法第9条の3の3)

市町村以外の者が設置する一般廃棄物処理施設については、通常は都道府県知事からの許可が必要であるところ、非常災害時において、市町村から災害廃棄物の処分の委託を受けた者が受託した廃棄物の処分のために設置する一般廃棄物処理施設については、市町村が一般廃棄物処理施設を設置する場合と同様に、都道府県知事への届出のみでよいこと。

③ 非常災害時における産業廃棄物処理施設の活用に関する特例

(廃棄物処理法第15条の2の5第2項)

産業廃棄物処理施設において、その産業廃棄物処理施設で処理する産業廃棄物と同様の性状の一般廃棄物を処理しようとするとき、平時はあらかじめ届け出ることが必要だが、非常災害時において、災害対応のために必要な応急措置として実施する場合は、この届出が事後となってもよいこと。

④ 非常災害時における一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準等の特例

(廃棄物処理法施行令第4条第3号)


一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準において、一律に再委託が禁止されているとこ

ろ、被災した市町村の事務負担を軽減することによって災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を推進するため、非常災害時において、市町村が非常災害により発生した廃棄物の処理を委託するときに、市町村及び市町村から委託を受けた者が、環境省令で定める基準（※）を満たす場合には、一般廃棄物の処理の再委託ができること。

（※）再委託基準

- ① 日常生活に伴って生じたごみ、し尿その他の一般廃棄物の収集、運搬、処分又再生を委託しないこと。
- ② 再受託者（受託者が市町村からの受託業務を委託する者）が次のいずれにも該当すること。
 - ・ 委託を受ける業務を遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有し、かつ、当該業務の実施に関し相当の経験を有すること
 - ・ 欠格要件に該当しないこと
 - ・ 再受託者が受託業務を更に他者に委託（再々委託）しないこと
 - ・ 一次委託契約書に再受託者となることが記載されていること
- ③ 再受託者に委託する業務に係る委託料が当該業務を遂行するに足りる額であること。
- ④ 一般廃棄物の収集とこれに係る手数料の徴収を併せて委託する際は、その収集業務に直接従事する者がその収集に係る手数料を徴収しないようにすること。
- ⑤ 当該委託に係る一般廃棄物の適正な処理が確保されるよう、再受託者に対する必要かつ適切な監督を行うこと

資料6 災害廃棄物処理に関する補助金について（資料抜粋）

1. 災害廃棄物処理事業の概要について	
補助金名	災害等廃棄物処理事業費補助金
対象事業	 <p> 災害等の発生 海岸保全区域外の海岸に大量の廃棄物が漂着 </p> <p> 【ごみ処理】 がれき等の災害廃棄物が大量に発生 ○災害廃棄物の発生 ○遺棄ごみ積置の発生 </p> <p> 【浮遊物】 河川排水への汚水流入に起因し、道路・河川・河川沿いのゴミ </p> <p> 補助対象範囲 災害等廃棄物の収集 → 仮置場 → 分別処理 → 可燃物処理（資源物等） 分別処理 → 不燃物処理（焼却処理等） 分別処理 → リサイクル（リサイクル工場等） 分別処理 → し尿処理（し尿処理場等） </p> <p> 収集・運搬 → 処分 </p>
補助先	市町村（一部事務組合、広域連合、特別区を含む）
要件	政令指定都市：事業費80万円以上 その他の市町村：事業費40万円以上
補助率	1/2
地方財政措置	<通常災害時> 地方負担の80%について特別交付税措置 <激甚災害時> 激甚災害による負担が一定の水準を超えた市町村にあっては、残りの20%について、災害対策債により対応することとし、その元利償還金の57%について特別交付税措置
根拠条文	◆廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第22条 国は、政令で定めるところにより、市町村に対し、災害その他の事由により特に必要となった廃棄物の処理を行うために要する費用の一部を補助することができる。

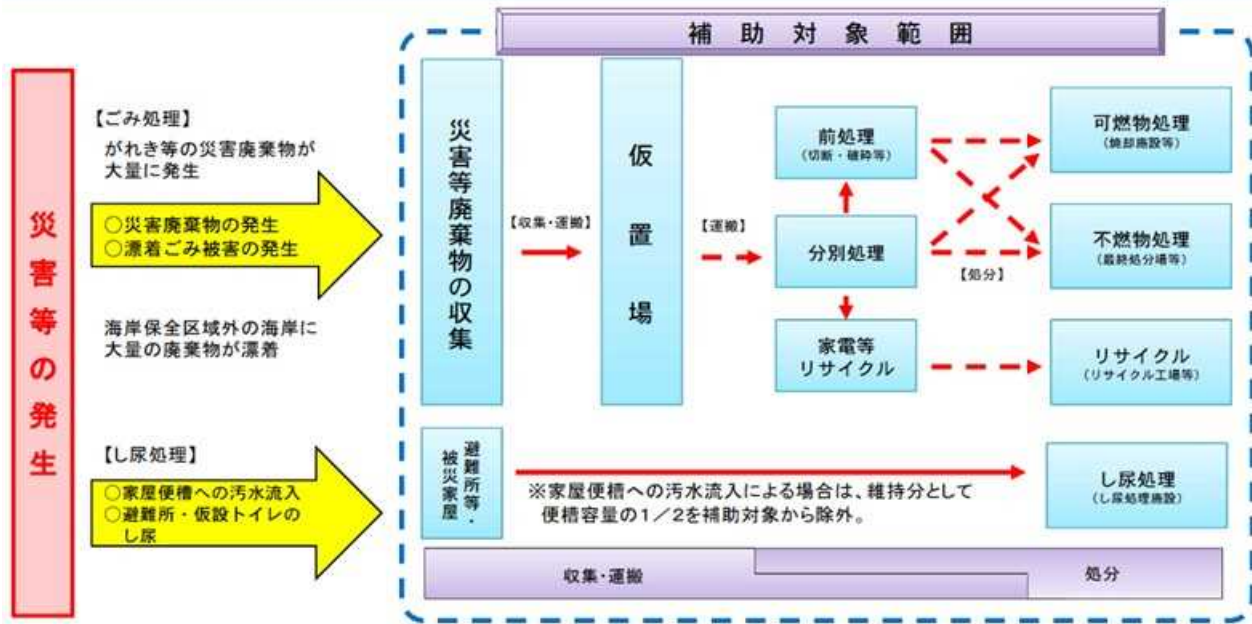
2. 災害等廃棄物処理事業費補助金

災害等廃棄物処理事業は、市町村（一部事務組合・広域連合を含む）が災害その他の事由のために実施した廃棄物の収集・運搬及び処分に係る事業であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第22条の規定に基づき、市町村に対し国庫補助を行うものである。

	通常災害	激甚災害	特定非常災害	令和2年7月豪雨		令和元年房総半島台風及び東日本台風	
	被災市町村	激甚災害による負担が一定の水準を超えた市町村	被災市町村	被災市町村	被災市町村	被災市町村	被災市町村
国庫補助率	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2	1/2
災害廃棄物処理基金	—	—	—	—	事業費の2.5%（国庫補助及び地方財政措置後の残割合）から、標準収入の0.5%相当額を控除した額の90%について、該当都道府県に基金を設置予定	—	事業費の2.5%（国庫補助及び地方財政措置後の残割合）から、標準収入の0.5%相当額を控除した額の90%について、該当都道府県に基金を設置予定
地方財政措置	地方負担分の80%について特別交付税措置	左記に加え、さらに残りの20%について、災害対策債により対応することとし、その元利償還金の57%について特別交付税措置 ※起債充当率 100%	(1) 災害対策債の発行要件を満たす場合、元利償還金の95%について公債費方式により基準財政需要額に算入 ※起債充当率100% (2) 災害対策債の発行要件を満たさない場合、地方負担額の95%について特別交付税措置	(1) 災害対策債の発行要件を満たす場合、元利償還金の95%について公債費方式により基準財政需要額に算入 ※起債充当率100% (2) 災害対策債の発行要件を満たさない場合、地方負担額の95%について特別交付税措置	(1) 災害対策債の発行要件を満たす場合、元利償還金の95%について公債費方式により基準財政需要額に算入 ※起債充当率100% (2) 災害対策債の発行要件を満たさない場合、地方負担額の95%について特別交付税措置	(1) 災害対策債の発行要件を満たす場合、元利償還金の95%について公債費方式により基準財政需要額に算入 ※起債充当率100% (2) 災害対策債の発行要件を満たさない場合、地方負担額の95%について特別交付税措置	
合計	90%	95.7%	97.5%	97.5%	最大99.7%	97.5%	最大99.7%
半壊家屋の解体	対象外	対象外	対象	対象	対象	対象	対象

3. 災害等廃棄物処理事業費補助金の補助対象範囲

(処理フローから見るイメージ)



5. 災害等廃棄物処理事業費補助金 補助対象内外早見表①

区分	対象	根拠等
1. 災害廃棄物进行处理するために必要な労務費	○	
2. 1. で雇用した臨時職員の給与	○	
3. 災害廃棄物进行处理のための常勤職員の給与（超過勤務手当を含む。）	×	
4. 薬品費	○	単なる消臭目的は×
5. 仮置場に必要な重機の燃料費	○	各自治体の毎月の燃料単価（契約単価）又は物価資料による単価を限度とする
6. 半壊と診断された被災家屋の解体工事費	△	特定非常災害に指定され、かつ大量の災害廃棄物の発生が見込まれる災害のみ、半壊も対象。
7. 災害により破損し、一部損壊家屋から排出された家財道具、瓦等の収集・運搬・処分	○	いわゆる「片づけごみ」
8. 被災した大企業から排出された災害廃棄物	×	
9. 中小・零細企業から排出された災害廃棄物で、家庭等から排出された災害廃棄物と一体となって集積されたもの	○	住居を伴う個人商店の除去ごみも、明らかに業により排出されたものは対象外。
10. 豪雨により上流から流され、河川敷に漂着した流木	×	国交省の災害復旧事業
11. 被災した農業用ハウス等の収集・運搬・処分	△	生活環境保全上支障があると認められるものは補助対象。
12. 崖崩れによる災害土砂の処分費	×	単純な土砂のみは国交省等の災害復旧事業
13. 宅地に流入した土砂混じりがれきの収集・運搬・処分	○	堆積土砂排除事業との連携も可
14. 一部損壊家屋に流入した土砂混じりがれきの収集・運搬・処分	○	家屋の被害度によらず補助対象
15. 洪水等で流された家財等を元の位置に戻す等の作業費	×	災害廃棄物処理に該当しない
16. 避難所における仮設トイレの設置・借上費	×	厚労省災害救助法の対象
17. 避難所のトイレ・仮設トイレのし尿のくみ取り費用	○	災害救助法に基づく避難所の開設期間内に限る
18. 避難所から排出されたごみの処分費用	×	
19. 災害廃棄物を分別するための委託費	○	
20. 破砕・チップ化等中間処理業務の委託費	○	

「補助対象」に「○」とあっても、災害査定においてその必要性が認められなければ補助対象とならないことには十分注意すること。また「原則×」となっているものであっても、被害状況等に応じて環境省との協議により補助対象にした事例もある。

6. 災害等廃棄物処理事業費補助金 補助対象内外早見表②

区 分	対象	根拠等
21. 収集・運搬・処分を手伝ったボランティアへの報酬	×	あくまでボランティア
22. ボランティアへの弁当・お茶代	×	あくまでボランティア
23. 仮置場の造成費用	○	被害が甚大な場合は対象
24. 仮置場の原形復旧費	○	被害が甚大な場合は対象
25. 仮置場表土のはぎ取り（数十cm程度）・土入れ	△	人が多く立ち入る公共の場なら○
26. 仮置場内の道路整備費	○	必要最小限のみ対象
27. 仮置場への不法投棄防止・飛散防止のためのフェンス	○	
28. ブルーシート等、仮置場の管理のために必要な消耗品費	○	家屋の雨漏り防止用は×
29. 仮置場内管理要員の配置に必要な費用	○	夜間警備員は、警察からの指導があった場合などに限る。
30. 仮置場内作業員の熱中症対策等の健康管理のための仮設事務所	○	
31. 家電リサイクル法対象被災品のリサイクル料金・リサイクル券購入手数料	○	
32. 家電リサイクル法対象被災品がリサイクルできない場合の運搬・処分	○	
33. 家電リサイクル法対象被災品の運搬費	○	
34. 消火器、パソコン等処理困難物の処分費	○	
35. 仮置場に不法投棄された廃棄物の処分費	×	仮置場の管理の不備
36. スクラップ（鉄くず）売却代	○	必ず売却し、申請額より差引くこと
37. 運搬にかかる交通誘導	○	
38. 運搬にかかる高速道路料金	原則×	道路がそれしかない場合や高速道路を通らなければならない理由が対外的に説明できれば○
39. 機械器具の修繕費	○	定期的に行っている修繕は対象外

6. 災害等廃棄物処理事業費補助金 補助対象内外早見表③

区 分	対象	根拠等
40. 浸水により便槽に流入した汚水の汲み取り費用	○	便槽の半量は維持分として対象外
41. 被災した市町村設置型浄化槽の汚水（汚泥）の抜き取り	×	廃棄物処理施設災害復旧費の対象
42. 被災した個人設置型浄化槽の汚水（汚泥）の抜き取り	○	
43. 消費税	○	2019年10月からは10%
44. 仮置場への搬入道路や棚内道路の鉄板敷、砂利敷	○	必要最小限のみ対象
45. 通常の運転時間を延長して処分した場合の延長稼働費用	○	
46. 焼却施設の減価償却費	○	
47. 漂着ごみの収集を行った漁協に対し、市町村が出した補助金への補助	×	補助金への補助は×。委託なら○
48. 諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）	△	解体工事、仮置場及び土砂混じりがれきにかかると委託業務については原則として15%の範囲内
49. 工事雑費	△	諸経費として計上
50. 台風等によりテトラポットに打ち上げられた漂着ごみ	×	国交省大規模漂着流木処理事業の対象
51. 台風により海岸保全区域外の海岸に漂着した150㎡未満のごみ	○	災害起因には㎡要件は無し
52. 海岸保全区域外の海岸の沖で回収した漂流ごみ	×	
53. 海岸保全区域外の海岸の沖で回収した海底ごみ	×	
54. 海岸保全区域外の人が立ち入らない海岸の漂着ごみ	×	「生活環境保全上」にあたらぬ
55. 海岸管理を怠り堆積させ、150㎡を超えた漂着ごみ	×	海岸管理を怠った堆積は対象外
56. 豪雨により上流から流され海岸保全区域外の海岸に漂着した流木	○	

廃棄物処理施設災害復旧事業の概要について

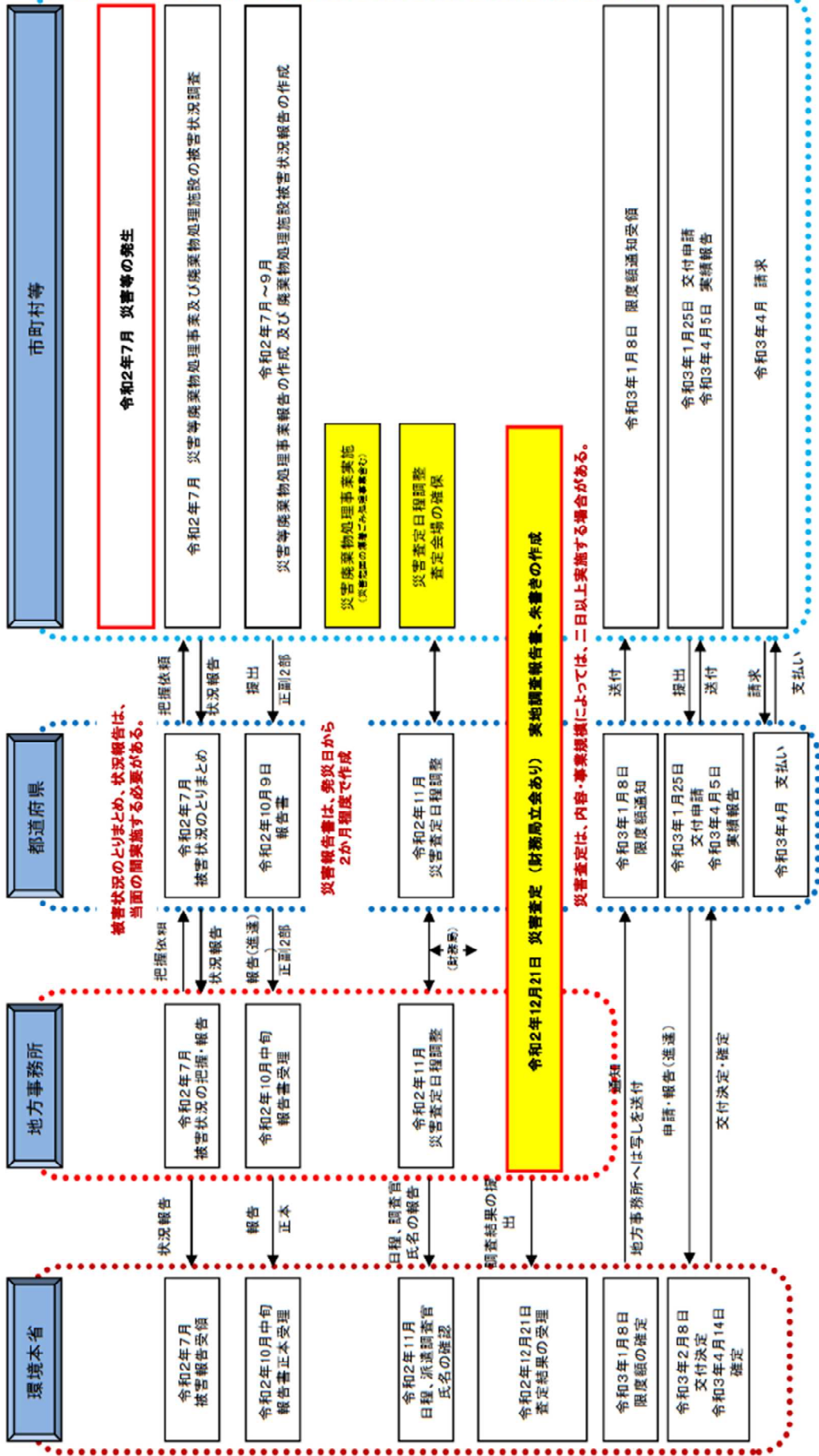
補助金名	廃棄物処理施設災害復旧事業費補助金				
災害原因	暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象により生じたもの				
対象事業	次の各号に掲げる施設の災害復旧事業とする。 ① 一般廃棄物処理施設 ② 浄化槽（市町村整備推進事業） ③ 産業廃棄物処理施設 ④ 広域廃棄物埋立処分場 ⑤ PCB廃棄物処理施設	イメージ図			
補助対象から除外されるもの	① 1施設の災害復旧事業に要する経費が下記の表に掲げる金額未満のもの ② 事務所、倉庫、公舎等の施設 ③ 工事の費用に比してその効果が著しく小さいもの ④ 維持工事とみられるもの ⑤ 災害復旧事業以外の事業の工事施行中に生じた災害に係るもの ⑥ 明らかに設計の不備又は工事施行の粗雑に起因して生じたものと認められる災害に係るもの ⑦ 甚だしく維持管理の義務を怠ったことに起因して生じたものと認められる災害に係るもの ⑧ 土地が施設整備の補助金の対象とならない施設にあっては、土地は調査対象外とする。 ⑨ 工作物が施設整備の補助金の対象とならない施設にあっては、工作物は調査対象外とする。 ⑩ 緊急に復旧しなければ執務上著しく支障があると認め難いもの。 イ. 被災した建物、建物以外の工作物又は設備と同種のものに余裕のあるもの。 ロ. 当該年度に整備計画のあるもの。 ハ. 建物の補修の必要性はあるが緊急性に乏しいもの。 ⑪ 工作物及び土地で、当該施設を復旧しなくても、他の施設等に被害を及ぼすおそれのないもの又は業務上、治安上放置しても支障がないと認められるもの。 ⑫ 調査前着工を行ったもののうち写真等の資料により被災の事実の確認できないもの。				
補助先	都道府県、市町村（一部事務組合、広域連合、特別区を含む）、広域臨海環境整備センター、廃棄物処理センター、PF1選定事業者及び中間貯蔵・環境安全事業株式会社				
対象事業費 (1施設あたり)	一般廃棄物処理施設	浄化槽 (市町村整備推進事業)	産業廃棄物処理施設	広域廃棄物埋立処分場	PCB廃棄物処理施設
	・市、廃棄物処理センター、PF1選定事業者 150万円以上 ・町村 80万円以上	・市町村 40万円以上	・都道府県、市、廃棄物処理センター、PF1選定事業者 150万円以上 ・町村 80万円以上	・市町村、広域臨海環境整備センター 150万円以上	・中間貯蔵・環境安全事業株式会社 150万円以上
補助率	1/2				

廃棄物処理施設災害復旧事業

廃棄物処理施設災害復旧事業については必要経費の1/2を補助し、市町村等の負担を軽減し生活の早急な回復を図ります。

	通常	令和元年房総半島台風及び東日本台風	平成30年7月豪雨	新潟県中越地震	熊本地震
対象事業	・一般廃棄物処理施設 ・浄化槽（市町村整備推進事業） ・産業廃棄物処理施設 ・広域廃棄物埋立処分場 ・PCB廃棄物処理施設	・一般廃棄物処理施設 ・浄化槽（市町村整備推進事業）	・一般廃棄物処理施設 ・浄化槽（市町村整備推進事業）	・一般廃棄物処理施設	・一般廃棄物処理施設 ・浄化槽（市町村整備推進事業）
国庫補助率	1/2 (交付要綱)	8/10 (交付要綱)	8/10 (交付要綱)	8/10 (交付要綱)	8/10 (交付要綱)
地方財政措置	地方負担分の全額について、一般単独災害復旧事業債により対応することとし、その元利償還金の47.5%（財政力補正により85.5%まで）について普通交付税措置	地方負担分の全額について、補助災害復旧事業債により対応することとし、その元利償還金の95%について普通交付税措置	地方負担分の全額について、補助災害復旧事業債により対応することとし、その元利償還金の95%について普通交付税措置	地方負担分の全額について、補助災害復旧事業債により対応することとし、その元利償還金の95%について普通交付税措置	地方負担分の全額について、補助災害復旧事業債により対応することとし、その元利償還金の95%について普通交付税措置
	73.75%～92.75%	99%	99%	99%	99%

令和2年7月豪雨における主なスケジュール感



※一部市町村においては令和3年度へ繰越手続きを行って事業を実施している 7

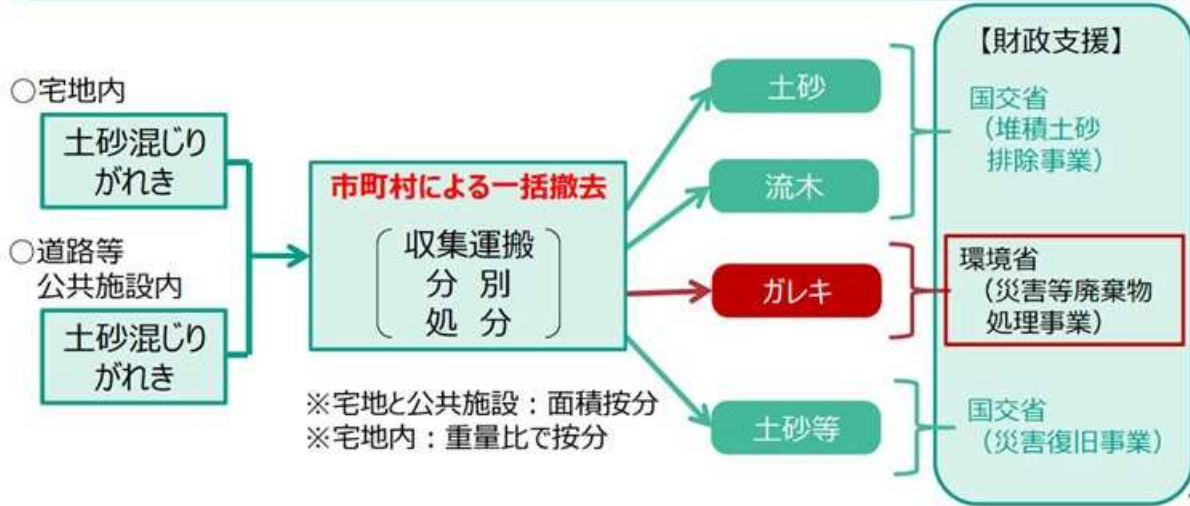
国土交通省：廃棄物・土砂一括撤去スキーム



- ・同一宅地内に「土砂（国交省所掌）」と「がれき（環境省）」が混在して堆積
- ・市町村が撤去等の処理を分割発注し両省へ別々に申請するため非効率かつ不経済
- ・土砂混じりがれきの処理の遅れが、復旧・復興の恐れにつながる恐れ

○事業概要

- ・被災者の生活の早期再建に向け、国土交通省と環境省が連携して、**廃棄物・土砂の一括撤去を支援**
- ・申請のワンストップ化や申請書類の簡素化により、被災市町村の**事務負担を軽減**



1

農林水産省との連携

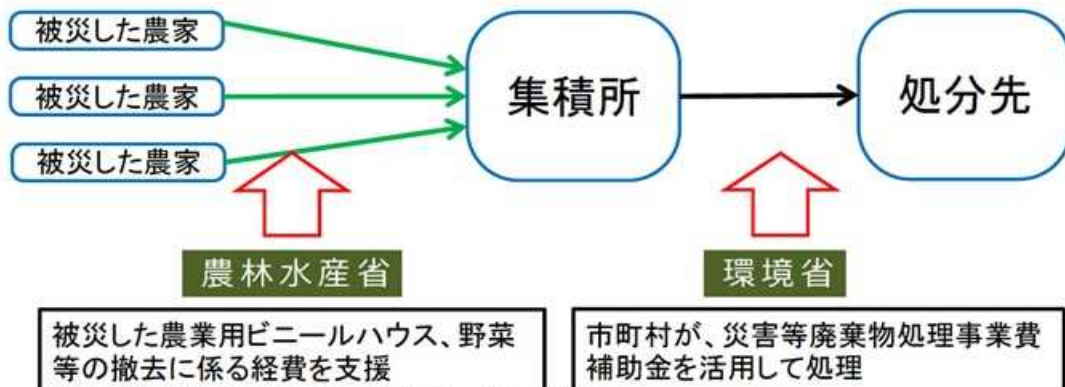
- 台風に伴う風水害により、農業用ビニールハウスや野菜等が一時に大量に倒壊・流出等する事態が発生。
- 被災した農家が全てを撤去・収集し、処理先を確保することが困難。
- 農業用ビニールハウス等の処理の遅れが、営農の再開の遅れや周辺環境への支障につながる恐れ。

1. 事業概要

農林水産省と環境省の事業の連携により、被災した農業用ビニールハウス、野菜、稲わら等の撤去・処理を支援。

2. 処理スキーム

被災した農家が被災した農業用ビニールハウス、野菜等を農地から撤去。市町村とJA等が場所と日時を設定し、被災した農業用ビニールハウス、野菜等を集積。市町村が委託した処理業者が農業用ビニールハウス、野菜、稲わら等を処理。



※農林水産省の補助事業は恒常的なものではなく、災害ごとに支援の有無を決定。

1. 高速道路の無料通行や優先的に燃料給油が可能か。

【過去の災害対応から】～効率的に情報収集するために使用したツール等の事例～

- 公用車等のカーナビは、リアルタイムの通行規制情報が反映されないものが多く、「Yahoo カーナビ」の活用が有効だった。ただし、私用携帯による通信は自己負担となるので注意が必要。
- 緊急車両としての登録手続きを迅速に行っておく。主に被災地方公共団体の廃棄物担当課に相談し、緊急車両登録窓口での手続きとなる。
- レンタカーを借りる場合、被災地周辺は発災直後から確保が困難となる。隣接する他管内で長期契約し、支援チームが乗り込むことも有効。どうしても被災地で自動車が必要となる場合、カーシェア（予め会員登録を済ませる）を活用する。
- 道路啓開状況は、都道府県の災害廃棄物対策本部で共有される場合が多い。
- 被災地に入る際は、トイレの確保が難しいので、予め済ませておくこと。

2. 電気・通信等の不通に伴う対応の検討がされているか。

【過去の災害対応から】

- 停電している市町村は都道府県の被害照会に回答できない。発災して2～3日経過後、都道府県担当者に確認するときに被災市町村から「被害が無いとの連絡があった」のか「そもそも連絡がない」のかよく確認し、連絡がない場合は現地支援チームが現場確認を行う必要性を検討すること。

【過去の災害対応から】～停電時の焼却施設の業務継続の取組～

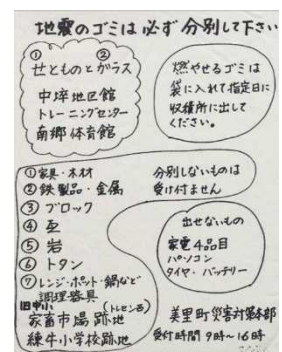
- 令和元年房総半島台風では、数日から3週間停電が続いた。焼却施設では、クレーンの運転ができなかったが、非常用発電機で計量器を使い、バックホウでピット扉を開け、ピット内を均して生活ごみの受入れを継続した。市が電源車を手配し、夜間に電源車が到着してから切り替えて、焼却処理を仮復旧させた。



(電源車の活用 写真提供：山武郡市環境衛生組合)

【過去の災害対応から】～停電時の広報例～

- 東日本大震災において宮城県美里町は手書きで避難所にごみの出し方の貼り紙を作成して掲示した。
- 令和元年房総半島台風では、非常用発電の燃料が切れて防災行政無線が使用できなくなり、広報車を利用した。



3. 被災地方公共団体内のガソリンスタンドの営業情報が入手できているか。

【過去の災害対応から】～燃料不足への対応事例～

- 平成 30 年北海道胆振東部地震では、経済産業省主導で、現地対策本部を通じて道災害対策本部員会議で、燃料供給に関する情報が共有されていた。

4. 災害廃棄物処理の理解度が低い地方公共団体への対応

【過去の災害対応から】～災害廃棄物処理の理解度が低い地方公共団体への対応事例～

- 比較的大規模な市であっても、担当者が災害廃棄物補助金制度の存在を知らず、過去の申請実績が全くないケースがあった。当たり前と思われることも相手に合わせて説明することが求められた。災害関係業務事務処理マニュアルを熟読するよう助言する。
- 被災者へ分別を依頼できないと考える廃棄物担当者が多い。分別は、災害廃棄物処理の基本であり、住民へ周知することについて部局長を含めて、助言する必要がある。

5. 仮置場の受付、管理の対応例

【過去の災害対応から】一次仮置場での分別徹底・便乗ごみ抑制のための受付

- 身分証、搬入許可証提示
- 持込物（持ち込み禁止物、混合ごみ等）の確認、持ち帰り要請
- 仮置場内分別配置図、禁止事項の看板の設置
- 車両台数の計数：仮置場搬入量の把握や仮置場閉鎖時期の目途をたてる
- 搬入車両の写真撮影
- 仮置場の施錠
- 監視カメラの設置 等

6. 住民・ボランティアへの広報の課題と対応例

【過去の災害対応から】～広報に関する支援事例～

- 住民用、ボランティア用のごみ分別チラシを作成し、避難所掲示板、ごみステーションで掲示した。仮置場受付で手渡しした（繰返し平均 10 回程度来る）。公民館、コンビニ等にちらしを配架した。収集支援作業員がチラシをポスティングした。また、社協・ボラセンを通じてボランティアへ配布した。
- ボラセンとの打ち合わせに廃棄物担当課・土木担当課と同席し、片付けごみの搬出方法・仮置場への運搬・分別等について説明し、それぞれの役割分担を協議した。
- 近畿環境事務所・大阪府と共同で社協・ボラセンとの連携について事務連絡を发出している。

※赤字や分別配置図を適宜修正して使用

被災された方・ボランティアの皆様へお願い

災害により発生したごみの出し方・仮置場での分別について

〇〇地震により発生した家庭で出るごみ等は、仮置場へ持ち込んでください。分別にご協力をお願いします。

■仮置場で受け入れるごみ
家庭から発生したごみ（事業所から発生したごみは受け入れません）

■災害ごみの出し方
①もやごみ（プラスチック・衣類・布団など） ②木くず（木製家具）
③畳 ④大型ごみ（ソファ・ベッドなど） ⑤柱・角材
⑥ガラス・陶磁器 ⑦金属類（サッシ、雨戸、金属製の脚など）
⑧ブロック・瓦 ⑨家電（冷蔵庫、洗濯機、エアコン、テレビ）
⑩その他の家電

注意事項

- 汚穢物の中に入っている食品等はすべて出してください。
- 透明・半透明な袋に入れてください。所定の有料袋でなくてもかまいません。
- 生ごみ（腐敗するもの）資源ごみ（びん・缶など）：通常のごみ収集日に、ごみステーションに出してください。
- バッテリー、タイヤ、危険なもの（油火器、ガスボンベ、釘油、農薬等）は、受け入れません。
- ガラス片や釘などでケガをしないよう十分に注意してください。

■仮置場で決められた場所においてください

家電4品目	もやごみ	金属類	コンクリートから
大型ごみ	畳	木くず	瓦
柱・角材	ガラス	陶磁器	石膏ボード・スレート
その他の家電	ブロック・瓦	家電	ガラス陶磁器等

開設期間：〇月〇日まで
開設時間：9:00～16:00
場所：〇〇〇〇〇〇〇〇

高齢者世帯等で、家の外にごみを運べない場合などは、ボランティアセンター（電話〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇）へ相談してください。

【問合せ】〇〇市環境生活課 電話〇〇-〇〇〇〇

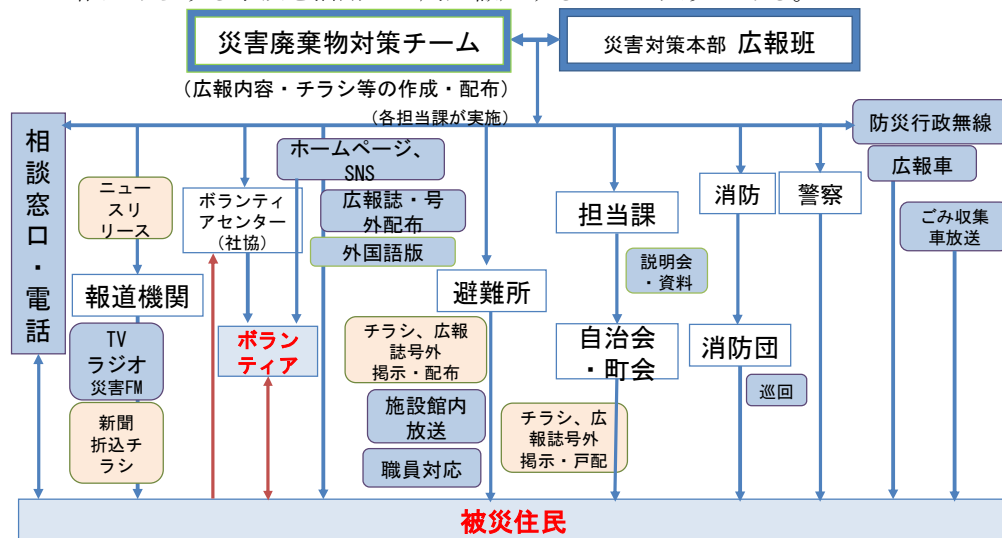
7. 住民広報の段取り・マスコミ対応

【過去の災害対応から】

- 同じ社の記者に同じことを聞かれることもある。また、誤った情報（仮置場で分別せずに受け入れる、集積所閉鎖時期など）が流れてしまうこともあった。マスコミに対して受け身ではなく、積極的に正確な情報発信を行うよう伝える必要がある。
- 広報は、状況に先んじて行うことが大切である。

＜広報を行う目的・場面＞

- 生ごみの出し方、災害廃棄物の出し方：分別、排出場所
 - 収集日の変更
 - 仮置場の案内、分別協力
 - 危険物・有害物質の扱い方法
 - ボランティア向け
 - 高齢者支援
 - ごみ収集取り残し場所の情報収集
 - 害虫駆除
 - 仮置場の変更・閉鎖と戸別収集への切り替え
 - 公費解体・費用償還の案内、詐欺の注意喚起
 - 家屋解体・がれき撤去の意思確認
 - 思い出の品の返却方法
 - 災害廃棄物処理の進捗状況 等
- 広報はあらゆる手段を活用して周知徹底することが大切である。



災害廃棄物に関する広報伝達系統の例

8. 片付けごみ対応にかかる指導・ノウハウ

【過去の災害対応から】

- 熊本市において平時から業者に収集を委託している地域については、市の職員がバイク等に乗ってごみの排出状況やルートを確認し、それを地図にまとめる等を実施し、委託業者及び支援部隊に情報を提供した。平成27年関東・東北豪雨では、同作業を全国都市清掃会議の地方公共団体が代わって行うようになり、収集運搬が行われた。
- 平時の生活ごみ収集業者に災害廃棄物の収集運搬を依頼しても、全ての廃棄物を収集しきれない。そのため、いつもの業者はいつもどおり生活ごみの収集を行い、災害廃棄物の収集は別業者等に依頼して役割を分けることで災害時の収集運搬を効率的に行うことができる。

9. 便乗ごみ対策の事例

【過去の災害対応から】

- 道路上の便乗ごみは、さらなる便乗ごみを誘発するため早期に撤去した。
- 仮置場への便乗ごみの持ち込み対策として、車両ナンバーが分かるよう写真を撮るとともに、持ち込まれた際は徹底的に拒否する。
- 疑わしい車両には、長めに質問をすることで次回以降の抑止になる。
- 地域コミュニティの良い地域は、住民同士で管理ができ、便乗ごみが少ない。特に、町内会長など自治会のリーダーに早期の復旧復興に向けた分別のメリット、便乗ごみのデメリットを認識してもらうことで効果が高まる。
- 災害とは関係ないごみの排出を禁じる広報を徹底した。平成30年7月豪雨において舞鶴市では、災害とは関係ないごみが排出されている場合は、看板の設置やステッカーの貼付により、排出者への指導を行った。



写真提供：舞鶴市

10. ごみステーションの管理

【過去の災害対応から】～集積所設置・管理にかかる指導ノウハウ・反省事例～

- 地域防災計画でごみステーションを一次仮置場と定めている熊本市では、「燃えるごみ・災害ごみ」の特別収集を5/16～6/30の期間に実施した。この期間は、資源ごみの収集を一時的に停止し、ごみ収集車の収集能力を「燃えるごみ・災害ごみ」の収集に集中させた。市内のごみステーションの半分である約1万か所が被害のあった地域にあたり、1か所あたり10回程度の回収対応を実施した。
片付けごみのステーション回収の課題として、住民の目の届かないステーションでは、生活ごみと片付けごみの混在が発生しやすい。また、マンション等で集積所が敷

地の奥にある場合などは、排出の把握ができず、取り残しが発生した。

- 地元自治会で管理することが効果的な地域もある。①管理者の常駐、②搬入物の限定や分別、③夜間の閉鎖（入口の施錠）、④町外の排除等を実施できれば、適切に管理することができる。
- 集積所の問題解消後は、施錠などの立入禁止措置を講じるとともに、同地へのこれ以降の廃棄物の放置は不法投棄として通報するなどの立て看板を置くとともに、地元警察署等への巡回依頼をお願いするなど、状況に応じて措置する。
- 片付けごみを土のう袋に入れる場合は、中身が「ガラス」「木くず」など表記してもらうよう広報が必要。

11. 仮置場における分別対策

【過去の災害対応から】

- 一次仮置場の開設直後は混合ごみになってしまうことが多いが、分別を表示する看板を設置するとともに「見せごみ」を作り、口頭だけでなく実践的に指導を実施した。



- 平成 28 年熊本地震において、仮置場の配置に十分な間隔がなく混合状態に近づいたため、仮置場を一旦閉鎖して搬出し、場内整備を行ったうえで仮置場を再開場した。

- 一次仮置場へ単品を持ちこむ人の列を優先的に仮置場へ誘導する“ファストレーン”を設定したことで、渋滞解消及び分別ができた。ただし、車両を待機させる十分なスペースが一次仮置場にあったことで実施できた。

荷卸し時間がかかる原因はトラックへの混載です！

早く荷卸しが可能な災害ごみ(良い事例)

下の写真のように、ごみの種類ごとに分けて積んである場合、おろし場所が1箇所になるため、荷卸しのご案内を先にさせていただきます。皆様の 待ち時間の短縮にもつながります。

**ご案内が
早くなります**



荷卸しに時間がかかる災害ごみ

下の写真のように、様々な種類の災害ごみを一度に積んである場合、おろし場所が複数箇所になるため荷卸しに時間がかかります。また、順番が前後する場合がありますので、ご了承ください。



12. 消防・警察との連携

【過去の災害対応から】

- 仮置場の可燃物近くや作業者がいる場所に消火器等の設置など、火災対策について指示するとともに、消防・警察へ二次災害の可能性を説明し、定期巡回を依頼した。
- 仮置場への渋滞が主要道路に続いたことで警察から厳しい指導を受けた。警察と相談してう回路を決めて住民へ周知した。

13. 危険物・有害廃棄物の対応

【過去の災害対応から】

- 有機溶剤を含む塗料、農薬、ガスボンベ、可燃性スプレー、カセットボンベ、灯油などが多量に仮置場で保管される事態になると仮置場でのリスクが増大する。消防法等の対応もあるため、広報により仮置場持ち込み禁止とし、持ち込まれた場合は安全な場所で管理し、住民等から見えないように保管し、早く専門業者へ渡す。
- 管理されていない仮置場には、灯油が入った石油ストーブ、食品飲料が入ったままの冷蔵庫、農薬等の薬品が乱雑に置かれている。撤去する際にこれらを分別して運搬する必要がある。

14. 腐敗性廃棄物の発生と対応

【過去の災害対応から】

- 平成30年北海道胆振東部地震では、全域での停電により、生乳処理施設において生乳の受入れができない状況が発生。生乳処理施設へ搬入する予定であった生乳を自己の所有するほ場に還元することについて、道庁との調整が行われた。
- 漁港や都市部の市場において、災害時の停電に伴う冷蔵庫中の魚・肉などの腐敗性廃棄物発生への認識がほとんどないことに留意しておく必要がある。

15. 仮置場における二次災害の防止

【過去の災害対応から】 ～二次災害防止に係る対応事例～

- 台風が接近したため、JR線路に近い仮置場で、搬入を停止し、全体にネットをかけてごみの飛散防止を図った。
- 昼の山で温度上昇が確認され、発火の恐れがあったため、各一次仮置場から1か所に集積して移動式破砕機で破砕し、他の廃棄物より優先して焼却した。
- 国立環境研究所の指導により、可燃系混合廃棄物の温度を毎日測定し、70℃を超えた場合は、重機で掘り起こしをして放熱するよう仮置場管理会社に指示した。なお、80℃以上の場合は掘削によって酸素が流入し、発火に至る可能性があるため注意が必要である。
- D. Waste-Net（日本環境衛生センター）は、多量かつ長期にわたって仮置きされている廃棄物層のガス発生状況（CH₄、H₂S、CO、O₂）の測定及び内部温度の測定を行い、火災発生リスクについて検討した。



16. 仮置場面積の不足への対応

【過去の災害対応から】 ～D.Waste-Net（日環センター）による対応事例～

- 仮置場で災害廃棄物体積の計測を行い、排出に要する期間及び車両台数を試算し、計画的な災害廃棄物処理の実施に係る基礎情報として倉敷市及び環境省と情報共有した。



【過去の災害対応から】

- 令和元年房総半島台風では強風により民家の樹木が仮置場に搬入されて仮置場をひっ迫させたため、他都県自治体の協力を得て収集運搬及び処理を進めたことで仮置場面積を増やすことなく運用することができた。

17. 特例規定の活用に関する助言の例

【過去の災害対応から】

- 中小規模市町村は、廃棄物処理法における非常災害時の特例規定に関する知見がない場合がある。県職員が支援に入った際、産業廃棄物処理施設に関する特例規定の活用や県の民間企業との協定活用について、助言することができた。

18. 被災地方公共団体担当者からの問合せ対応

【過去の災害対応から】

- 補助金や損壊家屋等の解体撤去について、被災地方公共団体では慣れない業務であり、フェーズが進むごとに新たな課題が出てくることから、現地支援に行った後に、電話やメール等での問い合わせへ対応し、資料提供も行った事例は多い。
- 現地支援に入る前に、メールで資料提供を行う支援が行われた事例もある。

「災害廃棄物処理支援員の活動実績（熱海市）」について



- 令和3年7月豪雨により、静岡県熱海市の伊豆山地区において土石流が発生し、家屋等が被災
- 令和元年度房総半島台風の被災経験があり、災害廃棄物処理の知見を有する千葉県館山市職員（2名）を熱海市からの要請により派遣（8月31日）
- 土石流により被災した家屋等の被災状況を確認し、仮置場の運営状況などの確認を実施
- 仮置場の運営に関する助言、家屋解体・撤去に関する助言、災害等廃棄物処理事業補助金申請に関わる助言などを実施



土石流により被災した現地確認
館山市撮影



仮置場の運営状況などの確認
環境省撮影



家屋解体・撤去の助言を実施
館山市撮影

「災害廃棄物処理支援員の活動実績（北広島町）」について



- 令和3年8月豪雨により、広島県北広島町が被災
- 平成30年度7月豪雨の被災経験があり、災害廃棄物処理の知見を有する広島県坂町職員（1名）を北広島町からの要請により派遣（9月16日・29日、10月13日、11月4日・17日、12月6日）
- 災害廃棄物処理に携わる職員に対し、財務会計事務、被災住民への対応、公費解体・費用償還受付事務、仮置場の原形復旧等について助言
- 町災害対策本部会議に参加し、被災者に寄り添った制度設計及び迅速な災害廃棄物処理の重要性を説明



住民対応についての助言を実施（9月16日）
広島県撮影



仮置場についての助言を実施（10月13日）
広島県撮影

■館山市：支援のポイント



①ニーズの汲み取り

- ・現場を知る環境省との情報共有の徹底
- ・相手からの連絡には、時間に関係なく対応
- ・相手の求めに応じただけでは不足と感じた場合に「この点には困っていないか」と先回りし尋ねたり「当市ではこんな事があった」と付け足して回答

②工夫した点

- ・信頼関係の構築を常に意識
- ・相手の求めには100%応じる
- ・経験、資料は出し惜しみしない
- ・相手と自分の被災状況の違いに配慮
- ・ノウハウの伝達+モチベーションの維持も意識

③受援先の反応

- ・被災直後は受援のイメージが湧かない様子だった
- ・通常業務、被災者対応、災害廃棄物対応、業者対応で、受入れマネジメントの余裕はない状況
- ・長文メールや厚めの資料も洩れなく確認してくれた（情報への貪欲さ、処理前進への強い責任感）

④支援した効果

- メール支援
- ・提供の仕様書等は多少参考にさせていただけた模様派遣
- ・被災の状況、職員の個性を把握でき、メールのみでのやり取りより、効果的な助言が可能となった

支援側の当市としても、被災市に提供する資料の確認をしながら、今後の備えへの点検ができ、また、当市と異なる被災状況に関わることで新たなノウハウが積み、得るものが多かった。

■広島県坂町：支援のポイント

受援先のニーズを把握

- 分からないことを聞き出す
- 今後のスケジュールを把握してもらう
- 必要なことは何かをお互いに確認
- 災害廃棄物処理事業で何が行えるのかを理解してもらう
- 全庁的な災害廃棄物処理の認知

過去の自らの体験だけを話して理解してもらうだけでは不十分

支援時に留意した事

- 応援部隊が用意できるか
- 担当者のメンタル耐性を見極める
- 坂町で上手くいった事例の紹介（安価な処分先の紹介・査定時の話術）
- 坂町で苦労した事例（公費解体・費用償還の基準・受付体制）

被災自治体に寄り添った支援や助言
県補助金担当者とは違うスタンスで



受援先の反応

- ・同規模自治体同士のため好意的
- ・説明時には友好的に聞いてくれた
- ・支援後半は自らが質問

災害査定等に向けて
仲間意識を持ってもらう

支援した結果

- ・当初想定したよりも報告書の完成度が上がった（支援町）
- ・ほぼ満額査定が通った（4万円減）
- ・今回の支援がなかったら、今の資料はできていなかったと思う（受援町）
- ・大きな災害が初めてだったので、支援をいただいて心強かった（受援町）

長期間の支援で支援自治体
が当事者意識になる

出典：環境省災害廃棄物対策検討会資料（令和4年1月19日）

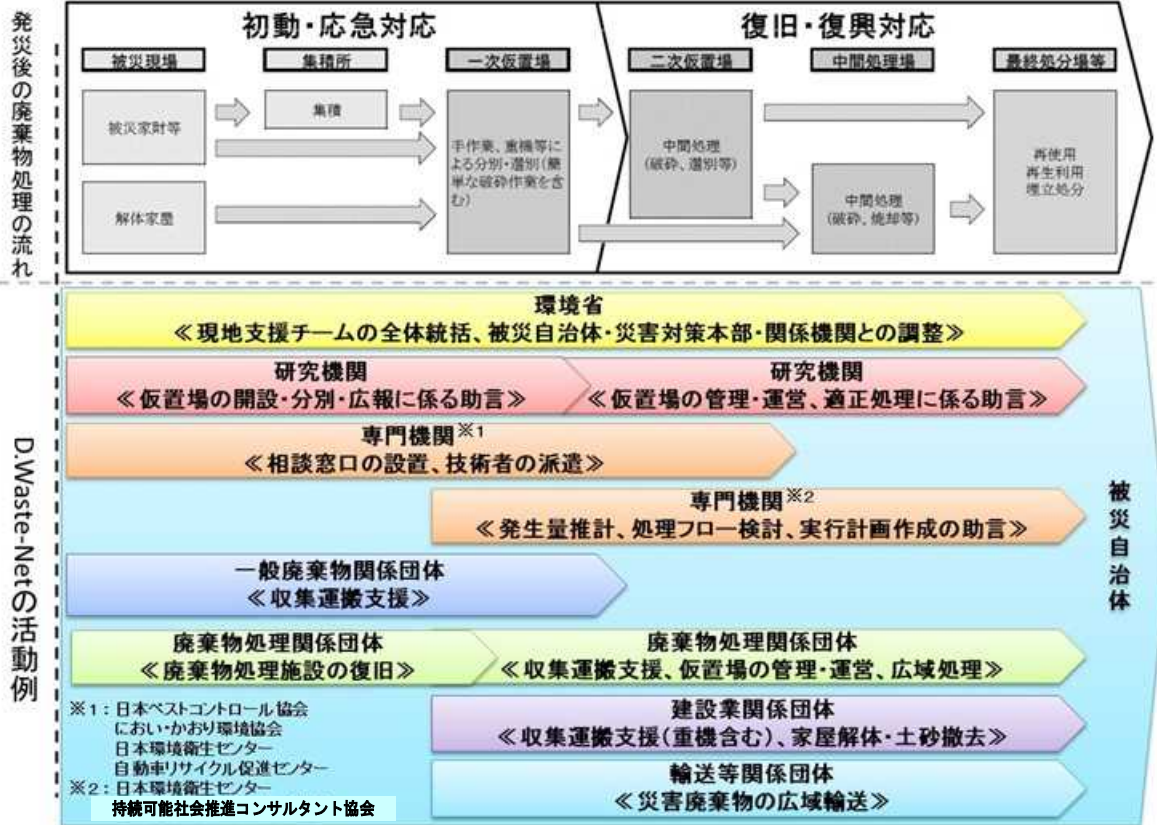
資料9 災害廃棄物処理支援ネットワーク (D.Waste-Net) について

D.Waste-Net は、災害対応力向上につなげるため、人的な支援ネットワーク（有識者、地方公共団体関係者、関係機関の技術者、関係業界団体等から構成）として、下表の体制で運用されています。環境省から協力要請を受けて、災害の種類・規模等に応じて、災害廃棄物の処理が適正かつ円滑・迅速に行われるよう、発災時には以下の役割・機能を担います。

災害廃棄物処理支援員は、D.Waste-Net と連携することを視野に入れて活動します。

D.Waste-Net メンバー一覧（2021年11月時点）

初動・応急対応		主な役割・機能
研究・専門機関	【研究機関・学会】 ○（国研）国立環境研究所 ○（一社）廃棄物資源循環学会 ○（公財）廃棄物・3R 研究財団	被災地方公共団体に専門家・技術者を派遣し、処理体制の構築、生活ごみ等や片付けごみの排出・分別方法の周知、片付けごみ等の初期推計量に応じた一次仮置場の確保・管理運営、悪臭・害虫対策、処理困難物対応等に関する現地支援
	【専門機関】 ○（公財）自動車リサイクル促進センター ○（公社）におい・かおり環境協会 ○（一財）日本環境衛生センター ○（公社）日本ペストコントロール協会	
一般廃棄物関係団体	【地方公共団体】 ○（公社）全国都市清掃会議 【民間】 ○全国一般廃棄物環境整備協同組合連合会 ○全国環境整備事業協同組合連合会 ○（一社）全国清掃事業連合会 ○（一社）日本環境保全協会	被災地方公共団体にゴミ収集車等や作業員を派遣し、生活ごみやし尿、避難所ごみ、片付けごみの収集・運搬、処理に関する現地支援 等 （現地の状況に応じてボランティア等との連携も含む）
復旧・復興対応（中長期対応）		主な役割・機能
研究・専門機関	【研究機関・学会】 ○（国研）国立環境研究所 ○（公社）地盤工学会 ○（一社）廃棄物資源循環学会 【専門機関】 ○（一財）日本環境衛生センター	被災状況等の情報及び災害廃棄物量の推計、災害廃棄物処理実行計画の策定、被災地方公共団体による二次仮置場及び中間処理・最終処分先の確保に対する技術支援 等
廃棄物処理関係団体、建設業関係団体等	【廃棄物処理関係団体】 ○（一社）環境衛生施設維持管理業協会 ○（一社）セメント協会 ○（公社）全国産業廃棄物連合会 ○（一社）泥土リサイクル協会 ○（一社）日本環境衛生施設工業会 ○（一社）日本災害対応システムズ ○（一社）持続可能社会推進コンサルタント協会 【建設業関係団体】 ○（公社）全国解体工事業団体連合会 ○（一社）日本建設業連合会 【輸送等関係団体】 ○日本貨物鉄道株式会社 ○日本内航海運組合総連合会 ○リサイクルポート推進協議会	災害廃棄物処理の管理・運営体制の構築、災害廃棄物の広域処理の実施スキームの構築、処理施設での受入れ調整 等



災害発災時における D.Waste-Net の活動例

災害名	〇〇年豪雨災害
報告書作成日	〇〇年〇月〇日 (△)
報告書作成者	〇〇 〇〇
支援先地方公共団体	〇〇市
現地支援チームメンバー	環境省 (本省) : 環境省 (地方環境事務所) : D. Waste-Net : 地方公共団体 (支援) : その他 :
<p>【現状・課題・対応事項等】</p> <p>・</p> <p>・</p>	
<p>【写真】</p>	

【特記事項等】

様式2 環境省現地支援チーム情報共有シート

年 月 日 時点

自治体		
担当部署名		
市役所所在地/連絡先		TEL
出張所名称所在地/連絡先		TEL
		TEL
担当者役職/氏名/連絡先		役職 氏名 TEL
		役職 氏名 TEL
		役職 氏名 TEL
		役職 氏名 TEL
被災地の状況	被災状況の全体像	(例) 災害対策本部から随時入手可
	道路交通状況	(例) 不通区間を把握。
	電気・ガス・水道	(例) 停電地区あり。焼却工場停止中につき要注意。
	自動車燃料供給状況	(例) 営業中ガソリンスタンドの情報は、〇〇より入手可
都道府県の対応		(例) 〇〇課が対応。市町村からの報告を集計中 県の協定活用に向け、すでに調整に入っている。
被災市町村の体制	災害廃棄物処理計画	(例) ない
	災害廃棄物処理に対する理解	(例) 2年前台風10号による補助金対応あり
	人員体制	(例) 専従人員
	一般廃棄物の処理体制	(例) 一部事務組合とのコミュニケーションがとりにくい
	廃棄物収集運搬・処理事業者との協定や関係性	(例) 県協定で調整中
	支援の必要性	(例) 全都清へ打診中。支援要請の規模を検討中
	自衛隊・消防・警察等他省庁との連絡体制	
	住民広報・マスコミ対応能力	
廃棄物処理及びし尿処理	通常の生活ごみ・避難所ごみ・し尿の収集運搬	
	一般廃棄物処理施設の稼働状況	
	し尿処理施設の稼働状況	
災害廃棄物の発生状況	片付けごみの排出状況	
	集積所の排出状況	
	集積所のうち勝手仮置場の発生状況	
	一次仮置場の開設・運用状況	
	ボランティア・社協等との調整状況	
【特記事項】		